

柏崎刈羽原子力発電所保安規定審査資料	
資料番号	TS-23（改訂1）
提出年月日	令和2年5月1日

柏崎刈羽原子力発電所 7号炉

原子炉施設保安規定に係る説明資料 (教育訓練について)

令和2年5月
東京電力ホールディングス株式会社

教育訓練補足説明資料目次

1. 保安規定改正に伴い追加する教育訓練の範囲について
2. 保安教育について
3. 設置許可基準規則適合性に関わる教育訓練について
4. 設計基準適合性の教育・訓練計画頻度の考え方について
5. 発電所長の保安教育について（参考資料含む）
6. 自衛消防隊員に関わる請負会社との契約について
7. 教育訓練 原子炉設置許可申請書から保安規定条文及び二次マニュアルの記載フロー
8. 保安教育（保安規定 第118 条）として整理する教育と関連条項との対応表
9. 教育訓練の整合表
10. 重大事故に係る成立性確認訓練について
11. 大規模損壊発生時の対応に関する教育訓練について
12. 火災・内部溢水・その他自然災害の教育訓練
13. 別添

保安規定改正に伴い追加する教育訓練の範囲について

保安規定に基づく教育訓練は「保安教育」「一般教育（訓練）」に区分される。以下にその概要を示す。

1. 保安教育

保安教育を通して、安全が最優先される企業風土を育て、かつ定着化を図る観点から、発電所業務に従事する者に対して、保安教育を実施している。

具体的には、各所員自らが職務に直結する又は関連する知識の習得を目的とした基礎的、基本的な教育と位置付け、「所員への保安教育実施方針」で定める入所時に実施する教育、放射線業務従事者教育、その他反復教育を実施している。

今回、追加・変更する保安教育は下表のとおり。

今回追加・変更する保安教育

保安規定		教育項目注1)	頻度注2)	
その他の反復教育	非常の場合に講ずべき処置に関すること	緊急事態応急対策等、原子力防災対策活動に関すること	○原子力防災教育（既存） ○緊急事態応急対策活動に関する教育（従来内容を充実）	1回/年以上
		火災発生時の措置に関すること	○火災防護教育（新規）	1回/年以上
		内部溢水発生時の措置に関すること	○内部溢水発生時の対応に関する教育（新規）	1回/年以上
		火山影響等発生時の措置に関すること	○火山影響等及び積雪に関する教育（新規）	1回/年以上
		その他自然災害（地震、津波、竜巻等）発生時及び有毒ガス発生時の措置に関すること	○地震発生時の対応に関する教育（新規） ○津波発生時の対応に関する教育（新規） ○竜巻発生時の対応に関する教育（新規） ○有毒ガス発生時の対応に関する教育（新規）	1回/年以上
		重大事故等発生時及び大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関すること	○重大事故等発生時及び大規模損壊発生時の対応に関する教育（新規）	1回/年以上

注1) 教育名称は、社内マニュアルで定める。

注2) 頻度「1回／年」は、原則、年度毎に1回とする。ただし、転入者や新たに役割を付与された者に対して、当該年度内での受講が困難な場合には、転入または、新たに役割を付与されて以降、1年間以内に受講することを許容する。この旨を社内マニュアルに規定し、保安教育以外の教育訓練についても準用する。

2. 一般教育（訓練）

保安教育に対し、その他の教育訓練、例えば各グループ員の業務遂行上、必要となる知識や知見・技術的技能の習得及び向上を目的に、特殊な技量、免許等の取得を目指す者または既取得者のみを対象として必要な人財を育成する教育訓練、または理解・習得した保安規定（下部規定を含む）の内容を実践的に活用することを目的とした教育訓練を一般教育（訓練）と位置付けている。

具体的には、新規制基準の審査要求に対応した訓練、職場内教育（OJT）、社内の原子力人財育成センターで実施する訓練、メーカ技能研修及び原子力防災訓練、車両免許取得等を品質保証計画の「6. 2. 2 力量、教育・訓練および認識」に従い実施する。

今回追加・変更する主な一般教育（訓練）

保安規定	教育訓練名称	頻度
第17条（添付2）	○自衛消防隊による総合訓練（既存） ○消防訓練（防火対応）	1回/年以上
第17条の2（添付2）	○内部溢水発生時の対応訓練	1回/年以上
第17条の3（添付2）	○火山影響等発生時の対応訓練	1回/年以上
第17条の4（添付2）	○竜巻発生時の対応訓練	1回/年以上
第17条の5（添付2）	○有毒ガス発生時の対応訓練	1回/年以上
第17条の7,8（添付3）	○力量の付与のための教育訓練	下記参照 ※
	○力量の維持向上のための教育訓練	
	○成立性の確認訓練（力量の付与のための教育訓練含む）	
	○技術的能力の確認訓練（大規模損壊）等	1回/年以上

※ 重大事故等対処設備に係る運転上の制限が適用開始されるまで、又は大規模損壊対応で用いる設備の使用を開始するまでに実施する。

保安教育について

＜法令・規則＞

- ・ 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 第九十二条
 - 八 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者に対する保安教育であることであって次に掲げるもの
 - イ 保安教育の実施方針（実施計画の策定を含む。）に関すること。
 - ロ 保安教育の内容に関することであって次に掲げるもの
 - (1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。
 - (2) 発電用原子炉施設の構造、性能及び運転に関すること。
 - (3) 放射線管理に関すること。
 - (4) 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること。
 - (5) 非常の場合に講すべき処置に関すること。
 - ハ その他発電用原子炉施設に係る保安教育に関し必要な事項

第92条第1項第8号で保安規定に関する「保安教育」を規定している。

＜実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準＞

実用炉規則第92条第1項第8号

保安教育

- 従業員及び協力企業の従業員について、保安教育実施方針が定められていること。
- 従業員及び協力企業の従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。
- 従業員及び協力企業の従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。
- 協力企業の従業員のうち、燃料取替えに関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関する業務の補助を行う協力企業従業員については、従業員に準じて保安教育を実施することが定められていること。
- 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容とその見直しの頻度等について明確に定められていること。

設置許可基準規則適合性に關わる教育訓練について

1. 方針

新規制基準として新たに要求された「設置許可基準規則」に係る教育訓練については、火災、内部溢水、火山影響等及びその他自然災害（地震、津波及び竜巻等）発生時の措置に関する対処方法の知識・技能を習得し、教育訓練により維持向上を図る。また、定められた頻度、内容で実施し、必要に応じて教育訓練の内容等の改善を図り実効性を高めていくこととする。

2. 教育訓練の頻度の考え方

- 設計基準対象施設は、一部の施設が重大事故等対処施設でもあることから、技術的能力まとめ資料 1.0 添付資料1.0.9「重大事故等対策の対処に係わる教育及び訓練について」と同様の考え方とする。
 - ・各要員に対し必要な教育及び訓練を年1回以上実施し、評価することにより、力量の維持及び向上を図る。
 - ・各要員が力量の維持・向上を図るために、各要員に応じた各種教育及び訓練を行う。要員が各種教育及び訓練項目を受けるとともに、操作等を習熟し、力量の維持向上を図る。またこれらを毎年繰り返し実施することにより、更なる力量の維持・向上を図ることができる。

3. 教育の効果の確認について

- 教育・訓練の効果については、各要員が必要な教育訓練を計画的に実施し、力量の維持・向上が図られていることをもって効果を確認する。
 - ・各要員が教育・訓練の要領に従い、確実に教育及び訓練を実施していることを確認することにより効果（力量）の確認を行う。
 - ・教育・訓練により、体制等について改善要否を評価し、必要により改善及び教育・訓練計画への反映を行って、力量を含む対応能力の向上を図る。

以上のことから、各要員に対し必要な教育訓練項目を重大事故等発生時及び大規模損壊発生時の訓練と同様に年1回以上実施し、評価することにより、力量の維持及び向上を図る。

また、教育訓練内容、頻度及び時間については、今後の教育訓練報告書等の結果を踏まえより有効な教育となるよう必要に応じ見直すこととする。

以 上

設計基準適合性の教育・訓練計画頻度の考え方について

項目	頻度	教育・訓練の方針	教育・訓練の内容				
教育・訓練の計画	1回／年以上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原子炉施設保安規定並びに保安規定に基づく社内規定文書に基づき計画の策定方針を規定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 設計基準適合性に関する知識向上のための各教育訓練項目等 				
教育・訓練項目	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">全体教育 (机上教育)</td> <td style="padding: 5px;">1回／年以上</td> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 設計基準適合性の関係法令及び保安規定を遵守・徹底する観点から知識の向上を図る教育を実施する。 </td> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全所員または、対象要員の実効性等の基礎知識を確認する教育 </td> </tr> </table>	全体教育 (机上教育)	1回／年以上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 設計基準適合性の関係法令及び保安規定を遵守・徹底する観点から知識の向上を図る教育を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全所員または、対象要員の実効性等の基礎知識を確認する教育 		
全体教育 (机上教育)	1回／年以上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 設計基準適合性の関係法令及び保安規定を遵守・徹底する観点から知識の向上を図る教育を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全所員または、対象要員の実効性等の基礎知識を確認する教育 				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">各 訓 練</td> <td style="padding: 5px;">1回／年以上</td> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各要員に対し必要な教育・訓練項目を年1回以上実施し、評価することにより、力量の維持・向上を図る。 ○ 各要員が力量の維持・向上を図るために、各要員の役割に応じた教育・訓練を行なう。 各要員が教育・訓練項目を受け、各手順を習熟し、力量の維持・向上を図る。また、これらを毎年繰り返し実施することにより、更なる力量の維持・向上を図ることができる。 ○ 消防訓練（防火対応）について、訓練を年1回実施する。 </td> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 設計基準適合性に対する幅広い知識を付与するための教育 ○ 初期消火活動等の各項目内容の教育訓練 </td> </tr> </table>	各 訓 練	1回／年以上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各要員に対し必要な教育・訓練項目を年1回以上実施し、評価することにより、力量の維持・向上を図る。 ○ 各要員が力量の維持・向上を図るために、各要員の役割に応じた教育・訓練を行なう。 各要員が教育・訓練項目を受け、各手順を習熟し、力量の維持・向上を図る。また、これらを毎年繰り返し実施することにより、更なる力量の維持・向上を図ることができる。 ○ 消防訓練（防火対応）について、訓練を年1回実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 設計基準適合性に対する幅広い知識を付与するための教育 ○ 初期消火活動等の各項目内容の教育訓練 		
各 訓 練	1回／年以上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各要員に対し必要な教育・訓練項目を年1回以上実施し、評価することにより、力量の維持・向上を図る。 ○ 各要員が力量の維持・向上を図るために、各要員の役割に応じた教育・訓練を行なう。 各要員が教育・訓練項目を受け、各手順を習熟し、力量の維持・向上を図る。また、これらを毎年繰り返し実施することにより、更なる力量の維持・向上を図ることができる。 ○ 消防訓練（防火対応）について、訓練を年1回実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 設計基準適合性に対する幅広い知識を付与するための教育 ○ 初期消火活動等の各項目内容の教育訓練 				

発電所長の保安教育について

保安規定に基づく発電所長への保安教育の運用について以下の通り考え方を整理した。

○発電所長は、発電所における保安に関する業務を統括するものとして責任を負っており、

- ・原子力保安運営委員会による審議*
- ・保安上必要な各種事項の承認
- ・原子力防災に関する重要事項の承認

等を義務付けており、これらに従事することにより保安教育の実施と同等な効果が期待できる。また、その立場上、保安規定の変更等、保安上重要な事項について自ら知る必要がある立場にあることから、それらの妥当性を理解した上で承認している。

○したがって、発電所長については、その職務を遂行することにより、保安教育を実施しているものとみなしている。なお、放射線業務従事者教育については、所長が放射線業務従事者になる場合に実施している。

* : 保安規定 第7条（原子力保安運営委員会）において、所長を委員長として、発電所における原子炉施設の保安運営に関する事項「保安教育実施計画の策定（第118条）に関する事項」を審議し、確認している。

以 上

(参考資料)

<二次マニュアル：保安教育マニュアル及び関連マニュアル>

	教育対象者	保安教育項目
教育	全 所 員	<ul style="list-style-type: none">・火災防護教育・内部溢水発生時の対応に関する教育・火山影響等及び積雪に関する教育・地震発生時の対応に関する教育・津波発生時の対応に関する教育・竜巻発生時の対応に関する教育・有毒ガス発生時の対応に関する教育・重大事故等発生時及び大規模損壊発生時の対応に関する教育・入所時教育・原子力防災教育・緊急事態応急対策活動に関する教育

自衛消防隊員に関わる請負会社との契約について

1. 概要

当社は、発電所を請負会社とともに運営し、日常からコミュニケーションを図り安全運転に努めている。火災発生時（重大事故等及び大規模損壊発生時含む、以下同様）においては、社員及び発電所に常駐の請負会社の社員にて対応することとしており、これらの請負会社との間で委託契約を締結し、業務を付託している。なお、火災発生時において円滑に作業を行えるよう力量を有した請負会社要員を確保するため要求事項を明確にし、適切に調達管理を行う。

2. 契約形態

（1）委託契約の内容

- ・緊急時に迅速に対応できる体制（自衛消防隊員の確保）
- ・整備した手順に基づく訓練の実施
(教育訓練計画の策定、実績の報告、知識・技能の確保)
- ・火災発生時の初期消火及び延焼防止活動

以上の委託内容を明確にすることで、火災発生時に作業を円滑に行う。

（2）火災等が発生した場合の協力

火災発生時の活動を確実にするため、「柏崎刈羽原子力発電所 防災業務委託」を請負会社と締結している。

（3）教育訓練の流れ

請負会社教育訓練計画策定→当社で内容確認→教育訓練の実施→教育訓練実績報告書作成→当社で教育訓練実績確認

以 上

教育訓練 原子炉設置変更許可申請書から保安規定条文及び二次マニュアルの記載のフロー

原子炉設置変更許可申請書 (教育訓練に関する記載箇所)			関連する 設計基準 規制条文
添付書類八	10.6.1 1.8.2 1.8.8 1.8.10 1.1.1 1.6、10.5 1.7、10.6 10.12	津波 竜巻 火山 外部火災 発電用原子炉施設への侵入防止等 内部火災 内部溢水 通信連絡設備	第5条 第6条 第6条 第6条 第6条 第7条 第8(41)条 第9条 第35条
本文十	ハ d	重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故 手順書の整備、教育及び訓練の実施 並びに体制の整備 (b)教育及び訓練の実施 第10—2表「重大事故等における操作の成立性」他	
添付資料十	5.1 5.1.4	重大事故等対策 手順書の整備、教育及び訓練の実施 並びに体制の整備 (2)教育及び訓練の実施 第5.1—2表「重大事故等対策における操作の成立性」他	

保安規定条文 (教育訓練に関する記載箇所)	
第17条 第1項 添付2	(3)火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練 1.火災
第17条の2 第1項 添付2	(2)内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練 2.内部溢水
第17条の3 第1項 添付2	(2)火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練 3.火山影響等、積雪
第17条の4 第1項 添付2	(2)その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練 4.地震 5.津波 6.竜巻
第17条の5 添付2	(2)有毒ガス発生時における運転・対処要員の防護のための活動を行う要員に対する教育及び訓練 7.有毒ガス
第17条の7 第3項 添付3	(2)重大事故等に対応する要員に対する教育訓練に関する次の事項 ア. 力量の付与のための教育訓練 イ.力量の維持向上のための教育訓練 ウ.成立性の確認訓練 1.重大事故等対策 1.1体制の整備、教育訓練の実施及び資機材の配備 (2)教育訓練の実施
第17条の8 1項 添付3	(2)大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練に関する次の事項 ア. 力量の付与のための教育訓練 イ.力量の維持向上のための教育訓練 ウ.技術的能力の確認訓練 2.大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項 2.1体制の整備、教育訓練の実施及び資機材の配備 (2)対応要員への教育訓練の実施
第118条 第119条 表118-1~3 表119	所員への保安教育 協力企業従業員への保安教育 所員への保安教育実施方針 保安教育実施方針(協力企業)

第112条 防災安全GMは、原子力防災組織の要員に対して緊急事態に対処するための総合的な訓練を毎年度1回以上実施し、所長に報告する。

教育訓練の整合表8枚
保安教育（第118条）として整合する教育と関連条項等との対応表8枚
(要求される教育の網羅性と保安規定への展開)

二次マニュアル
(保安教育マニュアル及び関連マニュアル)

項目(保安教育マニュアル)

1.3.1 年度計画

1.3.4(1)教育の実施

1.3.6 年度報告

III 協力企業従業員の保安教育

添付 1-1~1-3 所員への保安教育実施方針

添付 1-4 その他反復教育(非常の場合に講ずべき処置に関すること)

添付 2 保安教育実施方針(協力企業)

項目(関連マニュアル)
緊急時対策要員等教育訓練マニュアル等
II 緊急時対策要員等の教育訓練

＜実施計画＞
・保安教育実施計画
・請負会社従業員への保安教育実施計画

保安教育実施

＜実施結果＞
・保安教育実施報告
・請負会社従業員への保安教育実施報告

＜実施計画＞
・緊急時対策要員等の教育訓練実施計画

緊急時対策要員等の教育訓練実施

＜実施結果＞
・緊急時対策要員等の教育訓練実施報告

教育訓練補足説明資料

保安教育（保安規定 第118条）として整理する教育と関連条項との対応表

保安教育項目	内容（保安規定 表118）	頻度	設置許可基準規制の関連条項		その他の保安規定の関連条項	
既存 原子力防災教育 「原子力防災体制及び組織に関する知識」「シビックアクションに関する知識」	緊急事態応急対策等、原子力防災対策活動に関すること 非常の場合に構すべき処置に関すること※	1回／年以上	—	—	第17条の7 第17条の8 (添付3)	重大事故等発生時の体制の整備 大規模損壊発生時の体制の整備
緊急事態応急対策活動に関する教育		1回／年以上	第7、24、35条	人の不法な侵入等の防止、安全保護回路、通信連絡設備	—	—
重大事故等発生時の対応に関する教育		1回／年以上	—	—	第17条の7 (添付3)	重大事故等発生時の体制の整備
大規模損壊発生時の対応に関する教育		1回／年以上	—	—	第17条の8 (添付3)	大規模損壊発生時の体制の整備
火災防護教育		1回／年以上	第6、8、9、41条	外部火災、内部火災、内部溢水、S A火災	第17条 (添付2)	火災発生時の体制の整備
内部溢水発生時の対応に関する教育		1回／年以上	第9条	内部溢水	第17条の2 (添付2)	内部溢水発生時の体制の整備
火山影響等及び積雪に関する教育		1回／年以上	第6条	火山、積雪	第17条の3 (添付2)	火山影響等発生時の体制の整備
地震発生時の対応に関する教育		1回／年以上	第4条	地震	第17条の4 (添付2)	その他自然災害発生時等の体制の整備
津波発生時の対応に関する教育		1回／年以上	第5条	津波	第17条の4 (添付2)	その他自然災害発生時等の体制の整備
竜巻発生時の対応に関する教育		1回／年以上	第6条	竜巻	第17条の4 (添付2)	その他自然災害発生時等の体制の整備
有毒ガス発生時の対応に関する教育		1回／年以上	第6条	有毒ガス	第17条の5 (添付2)	有毒ガス発生時の体制の整備

※：運転員のみを対象とした保安教育は、「異常時対応（現場機器対応）、異常時対応（中央制御室内対応）、異常時対応（指揮、状況判断）」として実施する。

教育訓練の整合表

教育訓練補足説明資料9<整合表 別紙>

区分	教育項目	教育訓練	実施する教育訓練内容	添付書類	原子炉設置変更許可申請書		設置許可基準規則の関連条項	頻度	対象者		
						記載内容(概要)			所員	請負会社従業員	
(火災発生時の体制の整備) 第17条 [7号炉] 防災安全GMは、火災が発生した場合(以下「火災発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動 ^{※1} を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に係る実施基準」に従い策定する。 (3)火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練に関すること ※1:消防機関への通報、消火又は延焼の防止その他公設消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。また、火災の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災による影響の軽減に係る措置を含む(以下、本条において同じ)。						1.8.10 外部火災防護に関する基本方針 1.8.10.3 手順等 (6)外部火災による中央制御室へのばい煙等の侵入阻止に係る教育を定期的に実施する。 (7)森林火災から評価対象施設を防護するための防火帯の点検等に係る火災防護に関する教育を定期的に実施する。 (8)近隣の産業施設の火災・爆発から評価対象施設を防護するために、離隔距離を確保すること等の火災防護に関する教育を定期的に実施する。 (9)外部火災発生時の予防散水に必要な消火対応力を維持するため、自衛消防隊を対象とした教育・訓練を定期的に実施する。	第6条	外部火災			
添付2 【火災】 1.3 教育訓練の実施 防災安全GMは、火災防護の対応に関する以下の教育訓練を定期的に実施する。 (1)火災防護教育 全所員に対して、以下の教育訓練を実施する。また、消防車隊に対して、以下の教育訓練が実施されていることを確認する。 ア. 原子炉施設内の火災区域又は火災区画に設置される安全機能を有する構築物、系統及び機器並びに重大事故等対処施設の機能を火災から防護することを目的として、火災から防護すべき機器等の火災の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した対策に関する教育訓練 イ. 安全施設を外部火災から防護するために必要な以下の教育訓練 (ア)外部火災発生時の予防散水に関する教育訓練 (イ)外部火災によるばい煙発生時及び有毒ガス発生時における外気取入ダンバの閉止、換気空調系の停止又は中央制御室の再循環運転により、建屋内へのばい煙及び有毒ガスの侵入を防止することについての教育訓練 (ウ)森林火災から外部事象防護対象施設を防護するための防火帯の点検等に係る教育訓練 (エ)近隣の産業施設の火災・爆発から外部事象防護対象施設を防護するために、離隔距離を確保すること等の火災防護に関する教育訓練 ウ.火災が発生した場合の消火活動及び内部溢水を考慮した消火活動に関する教育訓練 (2)自衛消防隊による総合訓練 自衛消防隊に対して、火災発生時における消火活動等に関する総合的な訓練を実施する。また、消防車隊に対して、同内容の訓練が実施されていることを確認する。 (3)運転員に対する教育訓練 運転員に対して、火災発生時の運転操作等の教育訓練を実施する。 (4)消防訓練(防火対応) 消防要員に対して、火災発生時における初期消火活動に関する訓練を実施する。また、消防車隊に対して、同内容の訓練が実施されていることを確認する。	表 118-1 所員への保安教育実施方針(総括表) 大分類:その他反復教育 中分類:非常にの場合に講ずべき处置に関すること 内容:火災発生時の措置に関すること	保安	火災防護教育	教育	【外部火災】 ・中央制御室へのばい煙等の侵入阻止・防火帯の維持・管理、近隣の産業施設からの離隔距離の確保、予防散水活動 【内部火災・SA火災】 ・火災防護に関する知識の習得 ・自衛消防隊・公設消防への通報等 ・内部火災発生時の措置 ・内部溢水を考慮した消火活動	10.5.1 設計基準対象施設 10.5.1.7 手順等 (13)発電用原子炉施設内の火災区域又は火災区画に設置される安全機能を有する構築物、系統及び機器を火災から防護することを目的として、以下のとおり教育及び訓練を定め、これを実施する。 a. 防火・防災管理者及びその代行者は、消防機関が行う講習会及び研修会等に参加する。 c. 所員に対して、火災の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮し、火災防護関連法令・規程類等、火災発生時における対応手順、可燃物及び火気作業に関する運営管理、危険物(液体、気体)の漏えい又は流出時の措置に関する教育を行なうことを定める。 10.5.2 重大事故等対処施設 10.5.2.7 手順等 (11)発電用原子炉施設内の火災区域又は火災区画に設置される重大事故等対処施設を火災から防護することを目的として、以下のとおり教育・訓練を定め、これを実施する。 a. 防火・防災管理者及びその代行者は、消防機関が行う講習会及び研修会等に参加する。 c. 所員に対して、火災の発生防止、火災の感知及び消火を考慮し、火災防護関連法令・規程類等、火災発生時における対応手順、可燃物及び火気作業に関する運営管理、危険物(液体、気体)の漏えい、流出時の措置に関する教育を行なうことを定める。 1.7 溢水防護に関する基本方針 1.7.7 手順等 (11)溢水防護対象設備に対する消火水の影響を最小限にとどめるため、消火活動における運用及び留意事項と、それらに関する教育について「火災防護計画」に定める。	第8条 第41条	内部火災 SA火災	1回／年以上	全所員	消防車隊(東電フュエル)
	一般	自衛消防隊による総合訓練	訓練		【外部火災・内部火災・SA火災】 ・消火活動 ・自衛消防隊・公設消防への通報等	10.5.1 設計基準対象施設 10.5.1.7 手順等 (13)発電用原子炉施設内の火災区域又は火災区画に設置される安全機能を有する構築物、系統及び機器を火災から防護することを目的として、以下のとおり教育及び訓練を定め、これを実施する。 b. 自衛消防隊に係る訓練として総合消防訓練、初期対応訓練、火災対応訓練等を定める。	第8条 第41条	内部火災 SA火災	1回／年以上	自衛消防隊	消防車隊(東電フュエル)
	一般	消防訓練	訓練		・初期消火活動に関する訓練	10.5.2 重大事故等対処施設 10.5.2.7 手順等 (11)発電用原子炉施設内の火災区域又は火災区画に設置される重大事故等対処施設を火災から防護することを目的として、以下のとおり教育・訓練を定め、これを実施する。 b. 自衛消防隊に係る訓練として総合消防訓練、初期対応訓練、火災対応訓練等を定める。	第8条 第41条	内部火災 SA火災	1回／年以上	自衛消防隊	消防車隊(東電フュエル)
	一般	消防訓練	訓練		・内部溢水を考慮した消火活動	10.5.1 設計基準対象施設 10.5.1.7 手順等 (13)発電用原子炉施設内の火災区域又は火災区画に設置される安全機能を有する構築物、系統及び機器を火災から防護することを目的として、以下のとおり教育及び訓練を定め、これを実施する。 b. 自衛消防隊に係る訓練として総合消防訓練、初期対応訓練、火災対応訓練等を定める。	第8条 第41条	内部火災 SA火災	1回／年以上	運転員	一
	一般	消防訓練(防火対応)	訓練		【外部火災・内部火災・SA火災】 ・予防散水活動	10.5.2 重大事故等対処施設 10.5.2.7 手順等 (11)発電用原子炉施設内の火災区域又は火災区画に設置される重大事故等対処施設を火災から防護することを目的として、以下のとおり教育・訓練を定め、これを実施する。 b. 自衛消防隊に係る訓練として総合消防訓練、初期対応訓練、火災対応訓練等を定める。	第8条 第41条	内部火災 SA火災	1回／年以上	運転員を除く自衛消防隊	消防車隊(東電フュエル)
		表 118-1 所員への保安教育実施方針(総括表) 大分類:その他反復教育 中分類:原子炉施設の運転に関すること 小分類:運転管理 内容:異常時対応(現場機器対応、中央操作室内対応、指揮、状況判断)	保安	運転員に対する訓練	【外部火災】 ・外気取入ダンバ閉、換気空調系の停止、中央制御室換気空調系の再循環運転 【内部火災・SA火災】 ・通報、所内周知、各事象に応じた消火、プラント停止運転操作に関すること	1.8.10 外部火災防護に関する基本方針 1.8.10.3 手順等 (6)外部火災による中央制御室へのばい煙等の侵入阻止に係る教育を定期的に実施する。 10.5.1 設計基準対象施設 10.5.1.7 手順等 (4)原子炉格納容器内の火災の早期感知及び消火を図るために、低温停止中、起動中の火災発生に対する消火戦略を整備し、訓練を実施する。 (7)火災発生時の消火戦略を整備し、訓練を実施する。 (13)発電用原子炉施設内の火災区域又は火災区画に設置される安全機能を有する構築物、系統及び機器を火災から防護することを目的として、以下のとおり教育及び訓練を定め、これを実施する。 b. 自衛消防隊に係る訓練として総合消防訓練、初期対応訓練、火災対応訓練等を定める。	第6条 第41条	外部火災	1回／年以上	運転員	一
					10.5.2 重大事故等対処施設 10.5.2.7 手順等 (4)原子炉格納容器内の火災の早期感知及び消火を図るために、低温停止中、起動中の火災発生に対する消火戦略を整備し、訓練を実施する。 (7)火災発生時の消火戦略を整備し、訓練を実施する。 (11)発電用原子炉施設内の火災区域又は火災区画に設置される重大事故等対処施設を火災から防護することを目的として、以下のとおり教育・訓練を定め、これを実施する。 b. 自衛消防隊に係る訓練として総合消防訓練、初期対応訓練、火災対応訓練等を定める。	第8条 第41条	内部火災 SA火災	1回／年以上	運転員	一	

保安規定記載事項	区分	教育項目	教育訓練	実施する教育訓練内容	添付書類	原子炉設置変更許可申請書		設置許可基準規則の関連条項	頻度	対象者			
							記載内容(概要)			所員	請負会社従業員		
(内部溢水発生時の体制の整備) 第17条の2 [7号炉] 技術計画GMは、原子炉施設内において溢水が発生した場合(以下「内部溢水発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動 ^{*1} を行う体制の整備として、次の事項を含む計画を定め、所長の承認を得る。計画の策定にあたっては、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に係る実施基準」に従って実施する。 (2) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練に関すること ※1: 内部溢水発生時に行う活動を含む。(以下、本条において同じ。) 添付2 【内部溢水】 2. 教育訓練の実施 技術計画GMは、溢水発生時の対応に関する以下の教育訓練を定期的に実施する。 (1) 全所員に対して、溢水全般(評価内容並びに溢水経路、防護すべき設備、水密扉及び堰等の設置の考え方等)の運用管理に関する教育訓練を実施する。 (2) 運転員に対して、溢水発生時の運転操作等に関する教育訓練を実施する。				<ul style="list-style-type: none"> 内部溢水事象の対処(評価、溢水経路、防護すべき設備)に関する概要 配管の肉厚管理 高エネルギー配管と低エネルギー配管の運転時間管理 溢水量の低減に関する事項 各種対策設備の追加及び資機材持ち込み等による床面積の見直し管理に関する事項 水密扉等の設置の考え方及び運用管理に関する事項 原子炉建屋内の所内蒸気系の隔離に関する事項 内部溢水発生後の機能確認に関する留意事項 排水誘導経路に関する事項 定期検査時の一時的なプラント状態の変更に関する事項 	八	<p>1.7 溢水防護に関する基本方針 1.7.7 手順等 (1) 原子炉建屋内の所内蒸気系について、漏えい時の溢水防護対象設備の健全性確保が確認されるまでの間は、原子炉建屋内における蒸気放出による影響の発生を防止するため、原子炉建屋外の元弁で閉止し、常時隔離する運用とする。 (2) 溢水の影響を評価するために想定する機器の破損等により生じる溢水の評価において、応力評価の結果により破損形状の想定を行う場合は、評価結果に影響するような減肉がないことを継続的な肉厚管理で確認する。 (4) 運転実績(高エネルギー配管として運転している割合が当該系統の運転している時間の2%又はプラント運転期間の1%より大きい)により低エネルギー配管としている設備については、運転時間管理を行う。 (5) ろ過水タンク及び純水タンクを常時一基隔離し、片側運用とする。 (6) 溢水防護区画において、各種対策設備の追加、資機材の持込み等により評価条件としている床面積に見直しがある場合は、あらかじめ定めた手順により溢水評価への影響確認を行う。 (7) 排水を期待する箇所からの排水を阻害する要因に対し、それを防止するための運用を実施する。 (8) 定期検査作業に伴う溢水防護対象設備の不待機や扉の開放等、影響評価上設定したプラント状態と一時的に異なる状態となった場合においても、その状態を踏まえた必要な安全機能が損なわれないよう、適切な運用を実施する。 (9) 水密扉については、開放後の確実な閉止操作、閉止状態の確認及び閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作の手順等を定める。</p>	第9条	内部溢水	1回/年以上	全所員	—		
		表 118-1 所員への保安教育実施方針(総括表) 大分類: その他反復教育 中分類: 非常に講ずべき処置に関すること 内容: 内部溢水発生時の措置に関すること	保安	内部溢水発生時の対応に関する教育	教育	<ul style="list-style-type: none"> 内部溢水発生時の判断・運転操作に関する事項 	八	<p>1.7 溢水防護に関する基本方針 1.7.7 手順等 (3) 溢水が発生した場合における、隔離手順を定める。 (10) 燃料プール冷却浄化系やサブレッシュプール浄化系が機能喪失した場合における、残留熱除去系による使用済燃料プールの給水及び冷却手順を定める。</p>	第9条	内部溢水	1回/年以上	運転員	—
(火災発生時の体制の整備) 第17条 [7号炉] 防災安全GMは、火災が発生した場合(以下「火災発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動 ^{*1} を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に係る実施基準」に従い策定する。 (3) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練に関すること ※1: 消防機関への通報、消防又是延焼の防止その他公設消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。また、火災の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災による影響の軽減に係る措置を含む(以下、本条において同じ。) 添付2 【火災】 1. 教育訓練の実施 防災安全GMは、火災防護の対応に関する以下の教育訓練を定期的に実施する。 (1) 火災防護教育 全所員に対して、以下の教育訓練を実施する。また、消防車隊に対して、以下の教育訓練が実施されていることを確認する。 ウ. 火災が発生した場合の消火活動及び内部溢水を考慮した消火活動に関する教育訓練		表 118-1 所員への保安教育実施方針(総括表) 大分類: その他反復教育 中分類: 非常に講ずべき処置に関すること 内容: 火災発生時の措置に関すること	保安	火災防護教育	教育	<ul style="list-style-type: none"> 内部溢水を考慮した消火活動 	八	<p>1.7 溢水防護に関する基本方針 1.7.7 手順等 (11) 溢水防護対象設備に対する消火水の影響を最小限にとどめるため、消火活動における運用及び留意事項と、それに関する教育について「火災防護計画」に定める。</p>	第9条	内部溢水	1回/年以上	消防車隊(東電フェュエル)	—
			一般	消防訓練	訓練						運転員	—	
(火山影響等発生時の体制の整備) 第17条の3 [7号炉] 技術計画GMは、火山現象による影響が発生するおそれがある場合又は発生した場合(以下「火山影響等発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動 ^{*1} を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に係る実施基準」に従い策定する。 (2) 火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練に関すること ※1: 火山影響等発生時に行う活動を含む(以下、本条において同じ。) 添付2 【火山影響等、積雪】 3. 教育訓練の実施 技術計画GMは、火山影響等及び積雪発生時の対応に関する以下の教育訓練を定期的に実施する。 (1) 全所員に対して、火山影響等及び積雪発生時に対する運用管理に関する教育訓練を実施する。 (2) 運転員に対して、火山影響等発生時の運転操作等に係る手順に関する教育訓練を実施する。 (3) 各グループ員に対して、降下火砕物防護対策施設の保守管理、点検に関する教育訓練を実施する。 (4) 緊急時対策要員に対して、火山影響等発生時の非常用ディーゼル発電機の機能を維持するための対策等に関する教育訓練を実施する。		表 118-1 所員への保安教育実施方針(総括表) 大分類: その他反復教育 中分類: 非常に講ずべき処置に関すること 内容: 火山影響等発生時の措置に関すること	保安	火山影響等及び積雪に関する教育	教育	<ul style="list-style-type: none"> 火山影響等及び積雪発生時の対応に関する事項(降下火砕物及び積雪の除去作業に関する事項含む) 	八				1回/年以上	全所員	—
		表 118-1 所員への保安教育実施方針(総括表) 大分類: その他反復教育 中分類: 原子炉施設の運転に関すること 内容: 火山影響等発生時の措置に関すること	保安	火山影響等及び積雪に関する教育	教育	<ul style="list-style-type: none"> 火山影響等及び積雪より防護すべき施設(外部事象防護対象施設、重大事故等対応設備)の保守管理に関する事項 	八				1回/年以上	建築G員、原子炉G員、ターピング員、電気器G員のうち、当該設備の保守管理を行なう者	—
		表 118-1 所員への保安教育実施方針(総括表) 大分類: その他反復教育 中分類: 原子炉施設の運転に関すること 内容: 火山影響等発生時の措置に関すること	保安	火山影響等発生時の対応訓練	訓練	<ul style="list-style-type: none"> 火山影響等発生時の運転操作に関する事項 	八	<p>1.8.8 火山防護に関する基本方針 1.8.8.2 手順等 (1) 降灰が確認された場合には、建屋や屋外の設備等に長期間降下火砕物の荷重をかけ続けないこと、また降下火砕物の付着による腐食等が生じる状況を緩和するために、評価対象施設等に堆積した降下火砕物の除灰を適切に実施する。 (2) 降灰が確認された場合には、状況に応じて外気取入ダンバの閉止、換気空調系の停止又は再循環運転により、建屋内への降下火砕物の侵入を防止する手順を定める。</p>	第6条	火山	1回/年以上	運転員	—
			一般	火山影響等発生時の対応訓練	訓練	<ul style="list-style-type: none"> 改良型フィルタ取付に関する事項 通信連絡設備の電源確保に関する事項 				1回/年以上	緊急時対策要員(復旧班員)	—	

区分	教育項目	教育訓練	実施する教育訓練内容	添付書類	原子炉設置変更許可申請書		設置許可基準規則の関連条項	頻度	対象者		
						記載内容(概要)			所員	請負会社従業員	
(その他自然灾害発生時の体制の整備) 第17条の4 [7号炉] 技術計画GMは、原子炉施設内においてその他自然灾害（「地震、津波及び竜巻等」）をいう。以下、本条において同じ。)が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動 ^{※1} を行う体制の整備として、次の事項を含む計画を定め、所長の承認を得る。計画の策定にあたっては、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に係る実施基準」に従って実施する。 (2)その他自然灾害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練に関すること ※1：その他自然灾害発生時に行う活動を含む（以下、本条において同じ）。	表118-1 所員への保安教育実施方針（総括表） 大分類：その他反復教育 中分類：非常に場合に講ずべき処置に関すること 内容：その他自然災害（地震、津波、竜巻等）発生時及び有毒ガス発生時の措置に関すること	保安	地震発生時の対応に関する教育	教育	・波及的影響防止に関する事項 ・原子炉施設への影響確認に関する事項 ・設備の保管に関する事項 ・設備の維持管理に関する事項	八	1.4.1 設計基準対象施設の耐震設計 1.4.1.7 手順等 建物の補助壁を耐震壁として考慮する場合、耐震性能を維持するため、補助壁は、耐震壁と同等の維持管理を行う運用とする	第4条	地震による損傷の防止	1回／年以上	全所員
					・地震発生時の運転操作に関する事項		1.1.1 安全設計の基本方針 1.1.1.10 漏操作の防止 (2)手順等 d. 地震発生時は、操作を中止し身体及びプラントの安全確保に努めるよう社内規定類に定め運用する。			1回／年以上	運転員
					・津波影響評価に関する概要 ・船舶及び人員の退避等に関する事項 ・津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の保守管理に関する事項		10.6.1 津波に対する防護設備 10.6.1.1.6 手順等 (2)水密扉については、開放後の確実な閉止操作、中央制御室における閉止状態の確認及び閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作の手順を定める。 (3)取水槽閉止板については、点検等により開放する際の閉止操作の手順を定める。 (4)燃料等輸送船に關し、津波警報等が発令された場合において、荷役作業を中断し、陸側作業員及び輸送物を退避させるとともに、緊急離岸する船側と退避状況に関する情報連絡を行う手順を定める。また、渡渉作業で使用する土運船等に關し、津波警報等が発令された場合において、作業を中断し、陸側作業員を退避させるとともに、緊急離岸する船側と退避状況に関する情報連絡を行う手順を定める。			1回／年以上	全所員
					・津波発生時の運転操作に関する事項		10.6.1 津波に対する防護設備 10.6.1.1.6 手順等 (1)引き波時の非常用海水冷却系の取水性確保を目的として、水位低下時の常用系海水ポンプ（循環水ポンプ、ターピン補機冷却海水ポンプ）停止の操作手順を定める。 (5)津波監視カメラ及び取水槽水位計による津波の襲来状況の監視に係る手順を定める。			1回／年以上	運転員
	表118-1 所員への保安教育実施方針（総括表） 大分類：その他反復教育 中分類：原子炉施設の運転に関すること 小分類：運転管理 内容：異常時対応（現場機器対応、中央操作室内対応、指揮、状況判断）	保安	津波発生時の対応に関する教育	教育	・津波影響評価に関する概要 ・船舶及び人員の退避等に関する事項 ・津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の保守管理に関する事項		・竜巻発生時の対応に関する事項	第6条	竜巻	1回／年以上	運転員
					・津波発生時の運転操作に関する事項		・竜巻発生時の対応に関する事項（車両退避等に関する事項含む） ・物品の飛散防止管理に関する事項 ・竜巻による飛来物の発生を防止するための固縛装置の取扱方法に関する事項			1回／年以上	全所員
		保安	竜巻発生時の対応に関する教育	教育	・竜巻発生時の運転操作に関する事項		・竜巻による飛来物の発生を防止するための固縛装置の保守・点検に関する事項			1回／年以上	土木G員、建築G員のうち、当該設備の保守点検管理を行なう者
					・竜巻による飛来物の発生を防止するための固縛装置の保守・点検に関する事項		・竜巻による飛来物の発生を防止するための固縛装置の保守・点検に関する事項			1回／年以上	全所員
(有毒ガス発生時の体制の整備) 第17条の5 [7号炉] 技術計画GMは、発電所敷地内において有毒ガスを確認した場合（以下「有毒ガス発生時」という。）における有毒ガス発生時における原子炉施設の保全のための運転員及び緊急時対策要員（以下「運転・対処要員」という。）の防護のための活動 ^{※1} を行う体制の整備として、次の事項を含む計画を定め、所長の承認を得る。計画の策定にあたっては、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に係る実施基準」に従って実施する。 (1)有毒ガス発生時における運転・対処要員の防護のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること ※1：有毒ガス発生時に行う活動を含む。（以下、本条において同じ。）	表118-1 所員への保安教育実施方針（総括表） 大分類：その他反復教育 中分類：原子炉施設の運転に関すること 小分類：運転管理 内容：異常時対応（現場機器対応、中央操作室内対応、指揮、状況判断）	保安	有毒ガス発生時の対応に関する教育	教育	・有毒ガス発生時の対応に関する事項	八	・有毒ガス発生時の対応に関する事項	第26条 第34条	有毒ガス	1回／年以上	全所員
					・有毒ガス発生時の運転操作に関する事項		・有毒ガス発生時の対応に関する事項			1回／年以上	運転員
					・有毒ガス発生時の運転操作に関する事項		・有毒ガス発生時の対応に関する事項			1回／年以上	緊急時対策要員のうち初動対応を行う要員
					・有毒ガス発生時の運転操作に関する事項		・有毒ガス発生時の対応に関する事項			1回／年以上	緊急時対策要員のうち初動対応を行う要員

教育訓練の整合表

教育訓練補足説明資料9<整合表 別紙>

保安規定記載事項	区分	教育項目	教育訓練	実施する教育訓練内容	添付書類	原子炉設置変更許可申請書		設置許可基準規則の関連条項	頻度	対象者	
							記載内容(概要)			所員	請負会社従業員
(所員への保安教育) 第118条 原子炉施設の運転及び管理を行う所員への保安教育を実施するにあたり、具体的な保安教育の内容及びその見直し頻度を「NH-20-1 保安教育マニュアル」に定め、これに基づき次の各号を実施する。 (1) 原子力人財育成センター所長は、毎年度、原子炉施設の運転及び管理を行う所員への保安教育実施計画を表118-1, 2, 3の実施方針に基づいて作成し、 <u>原子炉主任技術者</u> 及び所長の確認を得て原子力・立地本部長の承認を得る。 (2) 原子力人財育成センター所長は、(1)の保安教育実施計画の策定にあたり、第6条第2項に基づき保安委員会の確認を得る。 (3) 各GMは、(1)の保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施する。原子力人財育成センター所長は、年度毎に実施結果を所長及び原子力・立地本部長へ報告する。 ただし、各GMが、定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。 (4) 原子力人財育成センター所長は、具体的な保安教育の内容について、定められた頻度に基づき見直しを行う。	保安	緊急事態応急対策活動に関する教育	教育	・外部からのアクセス遮断措置に係る教育及び侵入防止及び出入管理に関する教育	八	1.1.1 安全設計の基本方針 1.1.1.5 人の不法な侵入等の防止 (3) 手順等 a. 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等のうち、不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を防止することを目的に、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムにおいて、核物質防護対策として、電気通信回線を通じた外部からのアクセス遮断措置を実施する。 ・外部からのアクセス遮断措置については、予め手順を整備し、的確に実施する。 ・外部からのアクセス遮断措置に係る設備の機能を維持するため、保守の計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。 ・外部からのアクセス遮断措置に係る教育を定期的に実施する。 b. 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等のうち、不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を防止することを目的に、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムにおいて、核物質防護対策として、侵入防止及び出入管理を実施する。侵入防止及び出入管理は、区域の設定、人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等による防護、探知施設による集中監視、外部との通信連絡、物品の持込み点検並びに警備員による監視及び巡視を行う。 ・侵入防止及び出入管理については、予め手順を整備し、的確に実施する。 ・侵入防止及び出入管理に係る設備の機能を維持するため、保守の計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。 ・侵入防止及び出入管理に係る教育を定期的に実施する。	第7条	発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	1回／年以上	全所員	—
(協力企業従業員への保安教育) 第119条 各GMは、原子炉施設に関する作業を協力企業が行う場合、当該協力企業従業員の発電所入所時に安全上必要な教育が表119の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、各GMは、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。 ただし、各GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。 2. 各GMは、原子炉施設に関する作業のうち管理区域内における業務を協力企業が行う場合、当該協力企業従業員に対し、安全上必要な教育が表119の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、各GMは、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。 ただし、各GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。 3. 発電GMは、放射性廃棄物処理設備に関する業務の補助を協力企業が行う場合、毎年度、当該業務に従事する従業員に対し、表118-1, 2, 3の実施方針のうち、「放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、その内容を原子炉主任技術者及び所長の確認を得て原子力・立地本部長の承認を得る。 4. 発電GM又は燃料GMは、燃料取替に関する業務の補助を協力企業が行う場合、毎年度、当該業務に従事する従業員に対し、表118-1, 2, 3の実施方針のうち、「燃料取替の業務に関わる者」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、その内容を原子炉主任技術者及び所長の確認を得て原子力・立地本部長の承認を得る。 5. 各GMは、火災、重大事故等発生時及び大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する業務の補助を請負会社に行わせる場合は、当該業務に従事する請負会社従業員に対し、安全上必要な教育が表118-1の実施方針のうち「運転員以外の技術系所員」に準じる保安教育（火災発生時の措置に関する事、緊急事態対策等、原子力防災対策活動に関する事（重大事故等発生時及び大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を含む））の実施計画を定めていることを確認し、原子炉主任技術者及び所長の確認を得て原子力・立地本部長の承認を得る。 6. 各GMは、第3項、第4項及び第5項の保安教育実施計画に基づき保安教育が実施されていることを確認し、その実施結果を年度毎に所長及び原子力・立地本部長に報告する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。 ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。	—	—	—	—	—	協力企業従業員への保安教育に関する記載なし	—	—	—	—	

教育訓練の整合表

保安規定記載事項				区分	教育項目	教育訓練	実施する教育訓練内容	原子炉設置変更許可申請書		設備許可基準規則の関連条項	頻度	対象者	
								添付書類	記載内容（概要）			所員	請負会社従業員
(重大事故等発生時の体制の整備) 第17条の7〔7号炉〕 社長は、重大事故に至るおそれのある事故又は重大事故が発生した場合（以下「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備にあたって、財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。 3. 防災安全GMIは、第1項の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付3に示す「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。 (2) 重大事故等に対処する要員に対する教育訓練に関する次の事項 ア. 重大事故等対処施設の使用を開始するにあたって、あらかじめ力量の付与のための教育訓練を実施すること イ. 力量の維持向上のための教育訓練を年1回以上実施すること ウ. 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足すること及び有効性評価の前提条件を満足することを確認するための成立性の確認訓練（以下、「成立性の確認訓練」という。）を年1回以上実施すること エ. 成立性の確認訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得ること オ. 成立性の確認訓練の結果を記録し、所長及び原子炉主任技術者に報告すること ※1：重大事故等対処設備を設置若しくは改造する場合、重大事故等対処設備に係る運転上の制限が適用開始されるまでに実施する。 なお、運転員若しくは緊急時対策要員を新たに認定する場合は、第12条第2項及び第4項の体制に入るまでに実施する。	(保安教育) 表118-1 所員への保安教育実施方針（総括表） 大分類：その他反復教育 中分類：非常の場合に講ずべき処置に関する知識」「シビアアクシデントに関する知識」 内容：緊急事態応急対策等、原 子力防災対策活動に関すること 表118-1 所員への保安教育実施方針（総括表） 大分類：その他反復教育 中分類：非常の場合に講ずべき処置に関する知識 内容：重大事故等発生時及び大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関すること 添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準 1. 1 体制の整備、教育訓練の実施及び資機材の配備 (2) 教育訓練の実施 ア. 力量の付与のための教育訓練 防災安全GMIは、重大事故等対処設備を設置若しくは改造する場合、重大事故等対処設備に係る運転上の制限が適用開始される日（使用前検査終了日等）までに又は運転員若しくは緊急時対策要員を新たに認定する場合は、第12条第2項及び第4項の体制に入るまでに以下の教育訓練について、マニュアルに基づき実施する。 (ア) 表1から表19に記載した対応手段を実施するに必要とする手順について、「ウ. 成立性の確認訓練」の要素を考慮した教育訓練項目を定め、運転員及び緊急時対策要員の役割に応じた教育訓練を実施する。 (イ) 重大事故等対処設備を設置又は改造する場合、重大事故等対処設備に係る運転上の制限が適用開始される日（使用前検査終了日等）までに、成立性確認訓練（現場訓練による有効性評価の成立性確認）及び成立性確認訓練の要素等を考慮した確認方法により、力量の付与方法の妥当性を確認する。 イ. 力量の維持向上のための教育訓練 防災安全GMIは、力量の維持向上のための教育訓練の実施計画を作成する。 また、重大事故等に対処する要員に対して、事象の種類及び事象の進展に応じて的確かつ柔軟に対処するために必要な力量の維持向上を図るために、以下の教育訓練について、マニュアルに基づき実施する。 (ア) 表1から表19に記載した対応手段を実施するに必要とする手順を教育訓練項目として定め、重大事故等に対処する要員の役割に応じた教育訓練を計画的に実施する。 a. 重大事故等に対処する要員に対し、役割に応じた教育訓練項目を年1回以上実施する。なお、年1回の実施頻度では力量の維持が困難と判断される教育訓練項目については、教育訓練を年2回以上実施する。 b. 重大事故等に対処する要員に対し、役割に応じて実施するa. 項の教育訓練結果を評価し、力量が維持されていることを確認する。 (イ) 重大事故等に対処する要員に対し、役割に応じた以下の教育訓練等を実施する。 a. 重大事故等発生時の原子炉施設の挙動に関する知識並びに的確な状況把握、確実かつ迅速な対応を実施するために必要な知識の向上を図ることのできる教育訓練を年1回以上実施する。 b. 重大事故等の内容、基本的な対処方法等、知識ベースの理解向上に資する教育訓練を年1回以上実施する。また、重大事故等発生時のプラント状況の把握、的確な対応操作の選択等、実施組織及び支援組織の実効性等を確認するための総合的な教育訓練を年1回以上実施する。 c. 重大事故等発生時ににおいて復旧を迅速に実施するために、普段から保守点検活動を社員自らが行って部品交換等の実務経験を積むこと等により、原子炉施設及び予備品等について熟知する。 運転員は、通常時に実施する項目を定めた手順書に基づき、設備の巡回点検、定期試験及び運転、定期試験及び運転に必要な操作を社員自らが行う。 d. (ア) a. 項の教育訓練において、重大事故等発生時の対応や事故後の復旧を迅速に実施するために、重大事故等発生時の事象進展により高線量下になる場所を想定した事故時対応訓練、夜間及び降雨並びに強風等の悪天候下等を想定した事故時対応訓練等、様々な状況を想定し、訓練を実施する。 e. 設備及び事故時用の資機材等に関する情報並びにマニュアルが即時に利用できるよう、普段から保守点検活動等を通じて準備し、それらの情報及びマニュアルを用いた事故時対応訓練を行う。	力量の維持向上のための教育訓練	保安	原子力防災教育「原子力防災体制及び組織に関する知識」「シビアアクシデントに関する知識」	教育	○緊急事態応急対策等、原子力防災対策活動に関すること ・原災法及び関係法令の概要 ・原子力事業者防災業務計画の概要 ・防災体制、防災組織及び活動 ・防災関係設備 ・緊急時活動レベル（EAL） ・アシテントマネジメントの概要		5.1 重大事故等対策 5.1.4 手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備 (2) 教育及び訓練の実施 重大事故等に対処する要員に対して、重大事故等時ににおいて、事象の種類及び事象の進展に応じて的確かつ柔軟に対処するために必要な力量を確保するため、教育及び訓練を計画的に実施する。必要な力量の確保に当たっては、通常時の実務経験を通じて付与される力量を考慮し、事故時対応の知識及び技能について、重大事故等に対処する要員の役割に応じた教育及び訓練を定められた頻度、内容で計画的に実施することにより、重大事故等に対処する要員の力量の維持及び向上を図る。 教育及び訓練の頻度と力量評価の考え方は、以下のとおりとし、この考え方に基づき教育訓練の計画を定め、実施する。 ・重大事故等に対処する要員に必要な教育及び訓練を年1回以上実施し、評価することにより、力量が維持されていることを確認する。 ・重大事故等に対処する要員が力量の維持及び向上を図るために、各要員の役割に応じた教育及び訓練を受ける必要がある。各要員の役割に応じた教育及び訓練を計画的に繰り返すことにより、各手順を習熟し、力量の維持及び向上を図る。 ・重大事故等に対処する要員の力量評価の結果に基づき教育及び訓練の有効性評価を行い、年1回の実施頻度では力量の維持が困難と判断される教育及び訓練については、年2回以上実施する。 ・重大事故等対策における中央制御室での操作及び動作状況確認等の短時間で実施できる操作以外の作業や操作については、第5.1-2表に示す「重大事故等対策における操作の成立性」の必要な重大事故等に對処する要員及び想定時間にて対応できるよう、教育及び訓練により、効率的かつ確実に実施できることを確認する。 ・教育及び訓練の実施結果により、手順、資機材及び体制について改善要否を評価し、必要により手順、資機材の改善、教育及び訓練計画への反映を行い、力量を含む対応能力の向上を図る。 重大事故等に對処する要員に対して、重大事故等時ににおける事象の種類及び事象の進展に応じて、的確かつ柔軟に対処できるよう、重大事故等に對処する要員の役割に応じた教育及び訓練を実施し、計画的に評価することにより力量を付与し、運転開始前までに力量を付与された重大事故等に對処する要員を必要人数配置する。 重大事故等に對処する要員を確保するため、以下の基本方針に基づき教育及び訓練を実施する。 計画（P）、実施（D）、評価（C）、改善（A）のプロセスを適切に実施し、PDCAサイクルを回すことにより、必要に応じて手順書の改善、体制の改善等の継続的な重大事故等対策の改善を図る。		1回／年以上	全所員	重大事故等及び大規模損壊発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動に関する業務の補助を行える者（東電フュエル）	
	力量の維持向上のための教育訓練	一	保安	重大事故等発生時の活動に係る保安教育	教育	○重大事故等発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動に関すること ・保安規定の第17条の7を遵守し、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動が的確に実施できるよう、添付3の概要を教育する。			1回／年以上	全所員	重大事故等及び大規模損壊発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動に関する業務の補助を行える者（東電フュエル）		
	力量の維持向上のための教育訓練	保安	運転員及び緊急時対策要員に対するプラント挙動、対応策の概要等、知識ベースの理解向上のための教育訓練	教育	○重大事故等発生時のプラント挙動、対応策の概要等、知識ベースの理解向上のための教育訓練			1回／年以上	重大事故等に對処する要員（運転員・緊急時対策要員・自衛消防隊）	重大事故等及び大規模損壊発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動に関する業務の補助を行える者（東電フュエル）			
	力量の付与のための教育訓練	一般	力量付与訓練	訓練	力量付与を行うための教育訓練を以下の通り実施する。 ○成立性の確認訓練の要素を考慮した、技術的能力に係る審査基準で要求される19の手順（保安規定添付3表1～19の対応手順を実施するために必要な手順）に係る教育訓練 ○成立性確認訓練（現場訓練による有効性評価の成立性確認）及び成立性確認訓練の要素等を考慮した力量付与方法の妥当性確認				1回／年以上	運転員及び緊急時対策要員（復旧班員）	運転員及び緊急時対策要員（復旧班員）		
	力量の維持向上のための教育訓練	一般	力量維持訓練	訓練	「保安規定第17条の7、第17条の8、添付3」に基づき、技術的能力に係る審査基準で要求される19の手順（保安規定添付3表1～19の対応手段を実施するために必要な手順）に係る役割に応じた力量の維持・向上のための訓練を実施する。				1回／年以上 (力量の維持が困難な項目は2回／年)	運転員・緊急時対策要員	運転員・緊急時対策要員		
	力量の維持向上のための教育訓練	一般	重大事故等発生時の対応に係る総合訓練（緊急時演習）	訓練	重大事故等発生時のプラント状況の把握、的確な対応操作の選択等、実施組織及び支援組織の実効性等を確認するための総合的な教育訓練を実施する。 【緊急時演習】				1回／年以上	重大事故等に對処する要員（運転員・緊急時対策要員・自衛消防隊）	重大事故等に對処する要員（運転員・緊急時対策要員・自衛消防隊）		

保安規定記載事項	区分 (案)	教育訓練名称	教育 訓練	実施する教育訓練内容	原子炉設置変更許可申請書		設置許可基 準規則の関 連条項	対象者 所員	対象者 請負会社 従業員
					添付 書類	記載内容 (概要)			
ウ. 成立性の確認訓練 防災安全GMは、成立性の確認訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。 また、運転員及び緊急時対策要員に対し、以下の成立性の確認訓練をマニュアルに基づき実施する。 (ア) 成立性の確認訓練を以下の a 項、 b 項に定める頻度、内容で計画的に実施する。 a. 中央制御室主体の操作に係る成立性確認 (a) 中央制御室主体の操作に係る成立性確認（シミュレータによる成立性確認） 中央操作主体、重要事故シーケンスの類似性及び操作の類似性の観点から整理した I から VII の重要事故シーケンスについて、運転員を対象に年1回以上実施する。 I 高圧・低圧注水機能喪失 II 高圧注水・減圧機能喪失 III 全交流電源喪失（外部電源喪失+DG喪失）+R C I C 失敗 IV 原子炉停止機能喪失 V 格納容器バイパス（インターフェイスシステムLOCA） VI 空間気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損） 代替循環冷却系を使用する場合 VII 空間気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損） 代替循環冷却系を使用しない場合 VIII 高圧溶融物放出／格納容器空間気直接加熱 (b) 成立性の確認の評価方法 重要事故シーケンスの有効性評価上の解析条件のうち操作条件等を評価のポイントとしてマニュアルに定め、当直副長の指示の下、適切な対応ができるることを以下のように評価する。 I 重要事故シーケンスに応じた対応において、当直副長からの指示に対して、運転員が適切に対応し、報告することにより連携が図られていること II 解析上の操作条件が満足されるように対応できること III 手順書に従い確実な対応ができること b. 現場主体の操作に係る成立性確認 (a) 技術的能力の成立性確認 表20の対応手段のうち、現場主体で実施する有効性評価の重要事故シーケンスに係る対応手段について、運転員及び緊急時対策要員（復旧班員）を対象に年1回以上実施する。 (b) 机上訓練による有効性評価の成立性確認 現場主体、重要事故シーケンスの類似性及び現場作業の類似性の観点から整理した I から V の重要事故シーケンスについて、緊急時対策要員（復旧班員）を対象に年1回以上実施する。 I 全交流動力電源喪失（主蒸気逃がし安全弁再閉失敗） II 空間気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損） 代替循環冷却系を使用する場合 III 空間気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損） 代替循環冷却系を使用しない場合 IV 使用済燃料プールにおける重大事故に至るおそれがある事故（想定事故2） V 全交流動力電源喪失（運転停止中） (c) 現場訓練による有効性評価の成立性確認 現場主体、重要事故シーケンスの類似性及び現場作業の類似性の観点から整理した II 又は III の重要事故シーケンスに、 I 、 IV 及び V の重要事故シーケンスのうち現場で実施する個別手順を加え、運転員及び緊急時対策要員で構成する班の中から任意の班 [*] を対象に年1回以上実施する。 I 全交流動力電源喪失（主蒸気逃がし安全弁再閉失敗） II 空間気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損） 代替循環冷却系を使用する場合 III 空間気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損） 代替循環冷却系を使用しない場合 IV 使用済燃料プールにおける重大事故に至るおそれがある事故（想定事故2） V 全交流動力電源喪失（運転停止中） ※成立性の確認を行う班を構成する要員については、毎年特定の役割に偏らないように配慮する。 (d) 成立性の確認の評価方法 I 技術的能力の成立性確認は、有効性評価の重要事故シーケンスに係る対応手段について、役割に応じた対応が必要な要員数で想定時間内に実施するために必要とする手順に沿った訓練結果をもとに、算出された訓練時間と表20に記載した対応手段ごとの想定時間と比較し評価する。 II 机上訓練による有効性評価の成立性確認は、有効性評価の重要事故シーケンスについて、必要な役割に応じて求められる現場作業等ができるとの確認事項をマニュアルに定め、満足することを評価する。 III 現場訓練による有効性評価の成立性確認は、有効性評価の成立性担保のために必要な操作が完了すべき時間であるホールドポイントをマニュアルに定め、満足することを評価する。 IV (a) 及び (c) の成立性の確認は、多くの訓練項目に対して効果的に行うため、以下の条件により実施する。 なお、(c) の成立性確認は (IV) 項、(V) 項は適用しない。 (I) 実施にあたっては、原則、一連で実施することとするが、長時間を要する成立性の確認については、分割して実施する。 (II) 弁の開閉操作、水中ポンプの海水への投入、機器の起動操作等により、原子炉施設の系統や設備に悪影響を与えるもの、訓練により設備が損傷又は劣化を促進するおそれのあるもの等については、模擬操作を実施する。 (III) 訓練用のモックアップがある場合は、(II) 項の模擬操作ではなく、モックアップを使用した訓練を実施する。実施にあたっては、移動時間を考慮する。 (IV) 他の訓練の作業・操作待ちがある場合は、連携の訓練を確実に行ったのち、次工程の作業・操作を実施する。 (V) 同じ作業の繰り返しを行う訓練については、一部の時間を測定し、その時間をもとに訓練時間を算出する。	一般	技術的能力に係る成立性確認訓練（要素訓練）	訓練	「保安規定 第 17 条の 7、第 17 条の 8 添付 3」に基づき、技術的能力に係る審査基準で要求される表 20 の対応手段のうち、有効性評価の重要事故シーケンスに係る対応手段について役割に応じた成立性を確認するための訓練を実施する。	十	(前ページより続き) 重大事故等対策については、緊急時対策要員が、要員の役割に応じて、可搬型重大事故等対処設備の設置、配管接続、ケーブルの敷設接続、放出される放射性物質の濃度・放射線の量の測定及びアクセスルートの確保、その他の重大事故等対策の資機材を用いた対応訓練を自らが行う。 d. 重大事故等時の対応や事故後の復旧を迅速に実施するために、重大事故等時の事象進展により高線量下になる場所を想定した事故時対応訓練、夜間及び降雨並びに強風等の悪天候下等を想定した事故時対応訓練等、様々な状況を想定し、訓練を実施する。 e. 重大事故等時の対応や事故後の復旧を迅速に実施するために、設備及び事故時用の資機材等に関する情報並びにマニュアルが即時に利用できるよう、普段から保守点検活動等を通じて準備し、それらの情報及びマニュアルを用いた事故時対応訓練を行う。 それらの情報及びマニュアルを用いて、事故時対応訓練を行うことで、設備資機材の保管場所、保管状態を把握し、取扱いの習熟を図るとともに、資機材等に関する情報及びマニュアルの管理を実施する。	1回／年以上	運転員及び緊急時対策要員（復旧班員）	—
		中央制御室主体の操作に係る成立性確認訓練	訓練	「保安規定 第 17 条の 7、第 17 条の 8 添付 3」に基づき、中央制御室主体の操作に係るすべての有効性評価の重要事故シーケンスの網羅性を考慮した以下の重要事故シーケンスを対象とする運転シミュレータ設備を利用した成立性を確認するための訓練を実施する。 I 高圧・低圧注水機能喪失 II 高圧注水・減圧機能喪失 III 全交流動力電源喪失（外部電源喪失+DG喪失）+R C I C 失敗 IV 原子炉停止機能喪失 V 格納容器バイパス（インターフェイスシステムLOCA） VI 空間気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損） 代替循環冷却系を使用する場合 VII 空間気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損） 代替循環冷却系を使用しない場合 VIII 高圧溶融物放出／格納容器空間気直接加熱					
		机上訓練による有効性評価の成立性確認	訓練	「保安規定 第 17 条の 7、第 17 条の 8 添付 3」に基づき、現場主体、重要事故シーケンスの類似性および現場作業の類似性の観点から整理した I から V の重要事故シーケンスを対象として成立性を確認するための訓練を実施する。 I 全交流動力電源喪失（主蒸気逃がし安全弁再閉失敗） II 空間気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損） 代替循環冷却系を使用する場合 III 空間気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損） 代替循環冷却系を使用しない場合 IV 使用済燃料プールにおける重大事故に至るおそれがある事故（想定事故2） V 全交流動力電源喪失（運転停止中）					
		機上訓練による有効性評価の成立性確認	訓練	「保安規定 第 17 条の 7、第 17 条の 8 添付 3」に基づき、現場主体、重要事故シーケンスの類似性および現場作業の類似性の観点から整理した I から V の重要事故シーケンスを対象として成立性を確認するための訓練を実施する。 I 全交流動力電源喪失（主蒸気逃がし安全弁再閉失敗） II 空間気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損） 代替循環冷却系を使用する場合 III 空間気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損） 代替循環冷却系を使用しない場合 IV 使用済燃料プールにおける重大事故に至るおそれがある事故（想定事故2） V 全交流動力電源喪失（運転停止中）					
		機上訓練による有効性評価の成立性確認	訓練	「保安規定 第 17 条の 7、第 17 条の 8 添付 3」に基づき、現場主体、重要事故シーケンスの類似性および現場作業の類似性の観点から整理した I から V の重要事故シーケンスを対象として成立性を確認するための訓練を実施する。 I 全交流動力電源喪失（主蒸気逃がし安全弁再閉失敗） II 空間気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損） 代替循環冷却系を使用する場合 III 空間気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損） 代替循環冷却系を使用しない場合 IV 使用済燃料プールにおける重大事故に至るおそれがある事故（想定事故2） V 全交流動力電源喪失（運転停止中）					
		機上訓練による有効性評価の成立性確認	訓練	「保安規定 第 17 条の 7、第 17 条の 8 添付 3」に基づき、現場主体、重要事故シーケンスの類似性および現場作業の類似性の観点から整理した I から V の重要事故シーケンスを対象として成立性を確認するための訓練を実施する。 I 全交流動力電源喪失（主蒸気逃がし安全弁再閉失敗） II 空間気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損） 代替循環冷却系を使用する場合 III 空間気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損） 代替循環冷却系を使用しない場合 IV 使用済燃料プールにおける重大事故に至るおそれがある事故（想定事故2） V 全交流動力電源喪失（運転停止中）					
		機上訓練による有効性評価の成立性確認	訓練	「保安規定 第 17 条の 7、第 17 条の 8 添付 3」に基づき、現場主体、重要事故シーケンスの類似性および現場作業の類似性の観点から整理した I から V の重要事故シーケンスを対象として成立性を確認するための訓練を実施する。 I 全交流動力電源喪失（主蒸気逃がし安全弁再閉失敗） II 空間気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損） 代替循環冷却系を使用する場合 III 空間気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損） 代替循環冷却系を使用しない場合 IV 使用済燃料プールにおける重大事故に至るおそれがある事故（想定事故2） V 全交流動力電源喪失（運転停止中）					
		機上訓練による有効性評価の成立性確認	訓練	「保安規定 第 17 条の 7、第 17 条の 8 添付 3」に基づき、現場主体、重要事故シーケンスの類似性および現場作業の類似性の観点から整理した I から V の重要事故シーケンスを対象として成立性を確認するための訓練を実施する。 I 全交流動力電源喪失（主蒸気逃がし安全弁再閉失敗） II 空間気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損） 代替循環冷却系を使用する場合 III 空間気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損） 代替循環冷却系を使用しない場合 IV 使用済燃料プールにおける重大事故に至るおそれがある事故（想定事故2） V 全交流動力電源喪失（運転停止中）					
		機上訓練による有効性評価の成立性確認	訓練	「保安規定 第 17 条の 7、第 17 条の 8 添付 3」に基づき、現場主体、重要事故シーケンスの類似性および現場作業の類似性の観点から整理した I から V の重要事故シーケンスを対象として成立性を確認するための訓練を実施する。 I 全交流動力電源喪失（主蒸気逃がし安全弁再閉失敗） II 空間気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損） 代替循環冷却系を使用する場合 III 空間気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損） 代替循環冷却系を使用しない場合 IV 使用済燃料プールにおける重大事故に至るおそれがある事故（想定事故2） V 全交流動力電源喪失（運転停止中）					
		機上訓練による有効性評価の成立性確認	訓練	「保安規定 第 17 条の 7、第 17 条の 8 添付 3」に基づき、現場主体、重要事故シーケンスの類似性および現場作業の類似性の観点から整理した I から V の重要事故シーケンスを対象として成立性を確認するための訓練を実施する。 I 全交流動力電源喪失（主蒸気逃がし安全弁再閉失敗） II 空間気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損） 代替循環冷却系を使用する場合 III 空間気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損） 代替循環冷却系を使用しない場合 IV 使用済燃料プールにおける重大事故に至るおそれがある事故（想定事故2） V 全交流動力電源喪失（運転停止中）					

保安規定記載事項	区分 (案)	教育訓練名称	教育訓練	実施する教育訓練内容	原子炉設置変更許可申請書		設置許可基準規則の関連条項	頻度	対象者	
					添付書類	記載内容(概要)			所員	請負会社従業員
(イ) 成立性の確認結果を踏まえた措置 <ul style="list-style-type: none"> a. 中央制御室主体の操作に係る成立性確認、技術的能力の成立性確認及び机上訓練による有効性評価の成立性確認の場合 成立性の確認により、役割に応じた必要な力量（以下（イ）において「力量」という。）を確保できていないと判断した場合は、速やかに以下の措置を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 所長及び原子炉主任技術者に報告するとともに、その原因を分析、評価し、改善等、必要な措置を講じる。 (b) 力量を確保できていないと判断された者に対して、必要な措置の結果を踏まえ、力量が確保できていないと判断された個別の操作及び作業を対象に、力量の維持向上訓練を実施した後、役割に応じた要員により成立性の確認訓練を実施し、力量が確保できていることを確認し、所長及び原子炉主任技術者に報告する。 b. 現場訓練による有効性評価の成立性確認の場合 成立性の確認により、力量を確保できていないと判断した場合は、速やかに以下の措置を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 所長及び原子炉主任技術者に報告するとともに、その原因を分析、評価し、改善等、必要な措置を講じる。 (b) 成立性の確認を任意の班が代表して実施する場合、力量を確保できていないと判断された者と同じ役割の者に対して、必要な措置の結果を踏まえ、力量が確保できていないと判断された個別の操作及び作業を対象に、役割に応じた成立性の確認訓練を実施し、力量が確保できていることを確認し、所長及び原子炉主任技術者に報告する。 (c) (b) 項の措置により、力量が確保できる見込みが立たないと判断した場合は、所長及び原子炉主任技術者に報告する。 (d) 力量を確保できていないと判断された者については、必要により、改めて原因を分析、評価し、改善等の必要な措置を講じ、力量の維持向上訓練を実施した後、力量を確保できていないと判断された成立性の確認訓練を実施し、力量が確保できていることを確認する。 (e) (d) 項の措置により、力量が確保できていると判断した場合は、所長及び原子炉主任技術者に報告する。 					「保安規定 第 17 条の 7、第 17 条の 8 添付 3」に基づき、現場主体、重要事故シーケンスの類似性および現場作業の類似性の観点から整理した II 又は III の重要事故シーケンスに、I、IV 及び V の重要事故シーケンスのうち現場で実施する個別手順を加え成立性を確認するための訓練を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> I 全交流動力電源喪失（主蒸気逃がし安全弁再閉失敗） II 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）代替循環冷却を使用する場合 III 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）代替循環冷却を使用しない場合 IV 使用済燃料プールにおける重大事故に至るおそれがある事故（想定事故 2） V 全交流動力電源喪失（運転停止中） 	十			1回／年以上	運転員及び緊急時対策要員で構成する班の中から任意の班

保安規定記載事項	区分	教育項目	教育訓練	実施する教育訓練内容	原子炉設置変更許可申請書		設置許可基準規則の関連条項	頻度	対象者	
					添付書類	記載内容(概要)			所員	請負会社従業員
(大規模損壊時の体制の整備) 第 17 条の 8 [7号炉] 防災安全GMは、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他テロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合（以下「大規模損壊発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付 3 に示す「重大事故等及び大規模損壊対応に関する実施基準」に従い策定する。 (2) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練に関する次の事項 ア、重大事故等対応設備の使用を開始するにあたって、あらかじめ力量の付与のための教育訓練を実施する※1こと イ、力量の維持向上のための教育訓練を年 1 回以上実施すること ウ、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することを確認するための訓練（以下、「技術的能力の確認訓練」という。）を年 1 回以上実施すること エ、技術的能力の確認訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得ること オ、技術的能力の確認訓練の結果を記録し、所長及び原子炉主任技術者に報告すること ※ 1：重大事故等対応設備を設置若しくは改造する場合、重大事故等対応設備に係る運転上の制限が適用開始されるまでに実施し、大規模損壊対応で用いる大型化学高所放水車、化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ自動車を設置若しくは改造する場合、当該設備の使用を開始するまでに実施する。なお、運転員、緊急時対策要員又は自衛消防隊を新たに認定する場合は、第 1 条第 2 項及び第 4 項の体制に入るまでに実施する。	表 118-1 所員への保安教育実施方針（総括表） 大分類：その他反復教育 中分類：非常に場合に講ずべき処置に関すること 内容：緊急事態応急対策等、原子力防災対策活動に関する知識	力量の維持向上のための教育訓練 保安	原子力防災教育「原子力防災体制及び組織に関する知識」「シビアアクシデントに関する知識」 教育	○緊急事態応急対策等、原子力災害対策活動に関すること ・原災法及び関係法令の概要 ・原子力事業者防災業務計画の概要 ・防災体制、防災組織及び活動 ・防災関係設備 ・緊急時活動レベル（E A L） ・シビアアクシデントに関する知識		5.2 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項 5.2.1.2 大規模損壊の発生に備えた体制の整備 (1) 大規模損壊への対応のための要員への教育及び訓練の実施 大規模損壊発生時において、事象の種類及び事象の進展に応じて的確かつ柔軟に対処するために必要な力量を確保するため、運転員、緊急時対策要員及び自衛消防隊への教育及び訓練については、重大事故等対策の対応に係る教育及び訓練に加え、過酷な状況下においても柔軟に対処できるよう大規模損壊発生時に對応する手順及び事故対応用の資機材の取扱い等を習得するための教育及び訓練を実施する。 また、運転員及び緊急時対策要員の役割に応じて付与される力量に加え、柔軟性をもって柔軟に対応できるような力量を確保していくことにより、本来の役割を担う要員以外の要員でも対応できるよう教育及び訓練の充実を図る。必要となる力量を第 5.2-4 ¹⁸ 表に示す。		1回／年以上	全所員	重大事故等及び大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する業務の補助を行う者（東電フュエル）
添付 3 2. 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項 2. 1 体制の整備 防災安全GM及び原子力運営管理部長は、大規模損壊が発生するおそれがある場合又は発生した場合における体制については、重大事故等時の対応体制を基本とするが、大規模損壊の発生により、要員の被災等による緊急時の体制が部分的に機能しない場合（中央制御室の機能喪失含む）でも柔軟性を持って柔軟に対応できる体制を確立する。 また、防災安全GMは、重大事故等を超えるような状況を想定した大規模損壊対応のための体制を整備、充実するために、大規模損壊対応に係る必要な計画の策定、並びに、運転員、緊急時対策要員、及び自衛消防隊に対して必要な教育訓練を付加して実施し体制の確立を図る。 (2) 対応要員への教育訓練の実施 防災安全GMは、大規模損壊発生時において、事象の種類及び事象の進展に応じて的確かつ柔軟に対応するために必要な力量を確保するため、運転員、緊急時対策要員及び自衛消防隊への教育訓練については、重大事故等対策の対応に係る教育訓練に加え、過酷な状況下においても柔軟に対応できるよう大規模損壊発生時に對応する手順及び事故対応用の資機材の取扱い等を習得するための教育及び訓練を実施する。 また、原子力防災管理者及びその代行者を対象に、通常の指揮命令系統が機能しない場合及び残存する資源等を最大限活用しなければならない事態を想定した個別の教育及び訓練を実施する。 (ア) 重大事故等対応設備を用いた大規模損壊対応 「添付 3 1. 1 (2) 教育訓練の実施 ア. 力量の付与のための教育訓練」と同じ。	表 118-1 所員への保安教育実施方針（総括表） 大分類：その他反復教育 中分類：非常に場合に講ずべき処置に関すること 内容：重大事故等発生時及び大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する知識	一 保安	大規模損壊等発生時の活動に係る保安活動 教育	○大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関すること ・保安規定の第 17 条の 8 を遵守し、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動が的確に実施できるよう、添付 3 の概要を教育する。		a. 大規模損壊発生時に對応する手順及び事故対応用の資機材の取扱い等を習得するための教育及び訓練を実施する。 b. 運転員及び緊急時対策要員については、要員の役割に応じて付与される力量に加え、例えば要員の被災等が発生した場合においても、優先順位の高い緩和措置の実施に遅れが生じることがないよう、臨機応变な配員変更に對応できる知識及び技能習得による要員の多能化を計画的に実施する。 c. 原子力防災管理者及びその代行者を対象に、通常の指揮命令系統が機能しない場合及び残存する資源等を最大限活用しなければならない事態を想定した個別の教育及び訓練を実施する。		1回／年以上	全所員	重大事故等対応設備に係る運転上の制限が適用開始されるまで、又は大規模損壊対応で用いる設備の使用を開始するまでに実施
	力量の付与のための教育訓練 一般	力量付与訓練 訓練	力量付与を行うための教育訓練を以下通り実施する。 ○重大事故等対応設備を用いた大規模損壊対応 添付 3 1. 1 (2) 教育訓練の実施 ア. 力量の付与のための教育訓練」と同じ。 ○他の大規模損壊対応 a. 自衛消防隊 大型化学高所放水車、化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ自動車を用いた大型航空機の衝突による航空機燃料火災を想定した泡消火並びに延焼防止のための消防訓練 b. 運転員及び緊急時対策要員（復旧班員） 要員の役割に応じて付与される力量に加え、要員の多能化 c. 原子力防災管理者及びその代行者 大規模損壊発生時に通常の指揮命令系統が機能しない場合等の事象を想定した個別の教育訓練	十	d. 大規模損壊発生時に對応する組織とそれを支援する組織の実効性等を確認するための定期的な総合訓練を継続的に実施する。		一	運転員及び緊急時対策要員（復旧班員）	重大事故等対応設備に係る運転上の制限が適用開始されるまで、又は大規模損壊対応で用いる設備の使用を開始するまでに実施	
	力量の維持向上のための教育訓練 一般	緊急時対策本部指揮者等による指揮命令系統教育訓練 訓練	大規模損壊発生時に通常の指揮命令系統が機能しない場合等の事象を想定し、的確かつ柔軟に対応するための教育訓練				1回／年以上	緊急時対策要員（原子力防災管理者及びその代行者）	-	重大事故等対応設備に係る運転上の制限が適用開始されるまで、又は大規模損壊対応で用いる設備の使用を開始するまでに実施
	力量の維持向上のための教育訓練 一般	大規模損壊等発生時（大型化学高所放水車、化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ自動車を用いた）教育訓練 訓練	原子炉建屋及びその周辺に航空機衝突による揮発性物質等（航空機燃料・軽油等）の大規模な火災発生を想定した教育訓練 ・航空機衝突による初期消火及び延焼防止				1回／年以上	-	重大事故等対応設備に係る運転上の制限が適用開始されるまで、又は大規模損壊対応で用いる設備の使用を開始するまでに実施	

教育訓練の整合表

教育訓練補足説明資料9 <整合表 別紙>

保安規定記載事項			区分	教育項目	教育訓練	実施する教育訓練内容	原子炉設置変更許可申請書		設置許可基準規則の関連条項	頻度	対象者			
							添付書類	記載内容（概要）			所員	請負会社従業員		
(イ) その他の大規模損壊対応 防災安全GMは、運転員、緊急時対策要員又は自衛消防隊を新たに認定する場合は、第12条第4項の体制に入るまでに、以下の教育訓練について、マニュアルに基づき実施する。 a. 自衛消防隊 (a) 大型化学高所放水車、化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ自動車を用いた大型航空機の衝突による航空機燃料火災を想定した泡消火並びに延焼防止のための消火訓練 b. 運転員及び緊急時対策要員（復旧班員） (a) 要員の役割に応じて付与される力量に加え、要員の多能化 c. 原子力防災管理者及びその代行者 (a) 大規模損壊発生時に通常の指揮命令系統が機能しない場合等の事象を想定した個別の教育訓練 (ウ) 防災安全GMは、(イ)項に係る設備を設置又は改造する場合、当該設備の使用を開始するまでに、技術的能力の確認訓練の要素を考慮した確認方法により、力量付与の妥当性を確認する。 イ. 力量の維持向上のための教育訓練 防災安全GMは、力量の維持向上のための教育訓練の実施計画を作成する。 また、運転員、緊急時対策要員及び自衛消防隊に対し、大規模損壊発生時に對処するために必要な力量の維持向上を図るために、以下の教育訓練について、マニュアルに基づき実施する。 なお、力量の維持向上のために有効と判断される新たな知見等が発生した場合には、以下の内容に限定せず、教育訓練を行う。 (ア) 自衛消防隊に対する以下の操作の教育訓練が、年1回以上実施されていることを確認する。 a. 大型化学高所放水車、化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ自動車を用いた大型航空機の衝突による航空機燃料火災を想定した泡消火並びに延焼防止のための消火訓練 (イ) 運転員及び緊急時対策要員（復旧班員）については、要員の役割に応じて付与される力量に加え、要員の多能化を計画的に実施する。 (ウ) 原子力防災管理者及びその代行者を対象に、大規模損壊発生時に通常の指揮命令系統が機能しない場合等の事象を想定した個別の教育訓練を、年1回以上実施する。 ウ. 技術的能力の確認訓練 防災安全GMは、技術的能力を満足することを確認するための訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。 防災安全GMは、緊急時対策要員に対し、大規模損壊発生時に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することを確認するための以下の訓練について、マニュアルに基づき実施する。 (ア) 大規模損壊発生時のプラント状況の把握、情報収集、的確な対応操作の選択及び指揮者等と各要員との連携を含めた実効性等を確認するための総合的な訓練について、任意の指揮者等を対象 [*] に年1回以上実施する。 ※毎年特定の者に偏らないように配慮する。				技術的能力の確認訓練	一般	大規模損壊発生時の対応に係る総合的な訓練	訓練	「保安規定 第17条の8、添付3」に基づき、大規模損壊発生時のプラント状況の把握、情報収集、的確な対応操作の選択及び指揮者等と各要員との連携を含めた総合的な訓練を実施する。	十		-	1回／年以上	原子力防災管理者及びその代行者を含む緊急時対策要員で構成される任意の班	重大事故等及び大規模損壊発生における原子炉施設の保全のための活動に関する業務の補助を行う者（東電フュエル）
(緊急時演習) 第112条 防災安全GMは、原子力防災組織の要員に対して緊急事態に対処するための総合的な訓練を毎年度1回以上実施し、所長に報告する。	一般	原子力防災訓練（緊急時演習）	訓練	原子力災害発生時に発電所として対処すべき必要事項の処置並びに原子力防災組織があらかじめ定められた機能を有効に發揮できることを確認する。なお、訓練に使用する規定文書（原子力防災業務要綱等）の内容確認を行う。	八	10.12 通信連絡設備 10.12.1 通常運転時等 10.12.1.6 手順等 (3) 社内外の関係先へ、的確かつ迅速に通報連絡ができるよう、原子力防災訓練等を定期的に実施する。	第35条	通信連絡設備	1回／年以上	全所員	-			

重大事故に係る成立性確認訓練について

1. 要員が検証として行う訓練（成立性確認訓練）

（1）技術的能力に係る成立性確認訓練

技術的能力に係る審査基準で要求される 19 の手順のうち、有効性評価において期待する現場個別手順について、役割に応じ必要な手順の訓練を実施する。

（2）重要事故シーケンスによる確認

全てのシーケンスと 19 の手順を網羅的に検証ができる重要事故シーケンスを選定し、以下の成立性を確認する。

a. 中央制御室主体の操作に係る成立性確認訓練

中央制御室主体の操作に係る重要事故シーケンスの網羅性を考慮し整理した重要事故シーケンスを対象に実施する。

b. 現場主体の操作・作業に係る成立性確認机上訓練

現場主体の操作・作業に係る重要事故シーケンスの網羅性を考慮し整理した重要事故シーケンスを対象に机上訓練を実施する。

c. 現場シーケンス訓練

全ての重要事故シーケンスと 19 の手順を網羅的に検証できる重要事故シーケンスを対象に代表班で実施する。

以上の訓練について添付資料「成立性確認訓練について」の通り実施する。

成立性確認訓練について

訓練項目	訓練対象		訓練内容	対象範囲	検証内容	留意事項	詳細資料	
	運転員	緊急時対策要員						
技術的能力に係る成立性確認訓練	○	○	技術的能力に示す有効性評価の重要事故シーケンスに係る対応手段を対象に、役割に応じた訓練を実施	保安規定 表20のうち重要事故シーケンスに用いる現場対応手段	・手順書に従い、必要な要員数で想定時間内に対応できることを確認する。	・原則として実働（モックアップ含む）にて実施。 ・必要により模擬操作、スキップ、短縮を行う。 ・長時間に及ぶ作業は、必要により分割して実施する。	資料-1	
シーケンス訓練 (有効性評価)	中央制御室主体の操作に係る成立性確認訓練	○	—	中央主体の操作に係る重要事故シーケンスを対象に、シミュレータを使用し、役割に応じた訓練を実施	全ての中央制御室主体の操作に係る重要事故シーケンスの網羅性を考慮し整理した以下の重要事故シーケンス 2.1 高圧・低圧注水機能喪失 2.2 高圧注水・減圧機能喪失 2.3.2 全交流動力電源喪失（外部電源喪失+DG喪失）+R C I C 失敗 2.5 原子炉停止機能喪失 2.7 格納容器バイパス（インターフェイスシステムLOC A） 3.1.2 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）代替循環冷却系を使用する場合 3.1.3 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）代替循環冷却系を使用しない場合 3.2 高圧溶融物放出／格納容器雰囲気直接加熱	・手順書に従い、有効性評価の重要事故シーケンスの成立性確認ポイント（解析条件のうち操作条件）を満足できることを確認する。	・シミュレータの模擬限界を考慮し、訓練が成立する範囲で実施する。	資料-2
	現場主体の操作・作業に係る成立性確認機上訓練	—	○	現場主体の操作に係る重要事故シーケンスを対象に、図上シミュレーションにより役割に応じた訓練を実施	全ての現場主体の作業・操作に係る重要事故シーケンスの網羅性を考慮し整理した以下の重要事故シーケンス 2.3.4 全交流動力電源喪失（主蒸気逃がし安全弁再閉失敗） 3.1.2 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）代替循環冷却系を使用する場合 3.1.3 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）代替循環冷却系を使用しない場合 4.2 使用済燃料プールにおける重大事故に至るおそれのある事故（想定事故2） 5.2 全交流動力電源喪失（運転停止中）	・手順書に従い、関係する要員が的確に対応できることを確認する。		資料-3
	全体成立性確認訓練（1シーケンス）	○	○	全ての重要事故シーケンスと19の手順を網羅的に検証できる重要事故シーケンスを対象に、役割に応じた訓練を実施	全ての重要事故シーケンスと19の手順を網羅的に検証できる以下的重要事故シーケンス 2.3.4 全交流動力電源喪失（主蒸気逃がし安全弁再閉失敗） 3.1.2 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）代替循環冷却系を使用する場合 3.1.3 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）代替循環冷却系を使用しない場合 4.2 使用済燃料プールにおける重大事故に至るおそれのある事故（想定事故2） 5.2 全交流動力電源喪失（運転停止中）	・手順書に従い、必要な要員数で、有効性評価の重要事故シーケンスの成立性確認ポイント（解析結果に影響する重要なポイント）における制限時間内に作業が完了できることを確認する。	・原則として実時間にて実施。 ただし、長時間を要することから分割して実施する。 ・原則として実働（モックアップ含む）にて実施。 ・必要により模擬操作により行う。	資料-4

添付資料

技術的能力に示す有効性評価の重要事故シーケンスに係る対応手段の成立性確認について

1. 目的

技術的能力手順のうち有効性評価の重要事故シーケンスで用いる現場対応手段が、想定時間内に実施できることを確認する。

2. 対象範囲

(1) 技術的能力手順のうち有効性評価の重要事故シーケンスに用いる現場対応手段（別紙1）

(2) 訓練対象者

- a. 運転員
- b. 緊急時対策要員

3. 実施頻度

- ・対象となる訓練項目を年1回実施する。

4. 実施方法

(1) 基本事項

運転員と緊急時対策要員が別々に実施する。

- a. 役割に応じ、必要な要員数により各種手順書に従って訓練を実施する。
- b. 役割に応じ、必要な要員数により各種マニュアルに従って訓練を実施する。
- c. 訓練は、原則実働（モックアップを含む）にて実施する。
- d. 訓練の実施にあたっては、要員間（運転員と緊急時対策要員間等）の連絡を密に行うこととも重要な要素であることから、要員間の連携を考慮（運転員への報告等を模擬）した訓練とする。

(2) 配慮事項

a. 模擬操作

弁の開閉操作、水中ポンプの海水への投入、燃料の給油及び機器の起動操作等により原子炉施設の系統や設備に悪影響を与えるもの及び訓練により設備が損傷又は劣化を促進するおそれのあるもの等については、模擬操作にて対応する。

b. スキップ

他の要員による作業・操作待ち、タンクからのタンクローリーへの燃料補給・移送及び機器への給油待ちやモックアップによる訓練時の移動時間等については、連携の訓練を確実に行うことにより、待ち時間をスキップし、合理的に訓練を行う。

c. 繰り返し作業について（短縮）

ホース敷設、可搬ポンプ設置については、同じ作業の繰り返しであるため、一部の一連時間を測定し、その時間をもとに全ての作業時間を算出する。（添付資料1）

d. 分割

原則、訓練は一連で実施することとするが、長時間をする訓練については分割して実施することができる。

5. 成立性確認方法

手順書に従い必要要員数により想定される時間内に、作業が終了できることを確認する。

なお、時間については、各種作業の手順書に従った訓練結果を基に算出された作業時間と、保安規定「表－20」に示す対応手段ごとの想定時間を比較し時間内に終えているか評価する。

(添付資料2)

以上

ホース敷設、可搬ポンプ設置作業について（短縮）

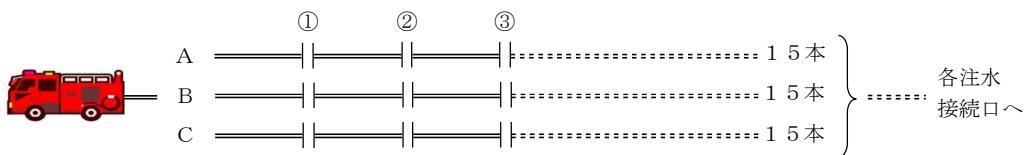
1. 基本方針

ホース敷設及び可搬ポンプ設置については、同じ作業の繰り返しであるため、一部の一連時間を測定し、その時間をもとに全ての作業時間を算出する。

2. ホース敷設、可搬ポンプ設置について

- (1) ホース敷設作業については、ホースの敷設・接続部の増し締めなどの繰り返し作業を行う。
- (2) 訓練においては、作業単位を明確にした上で、その作業単位に対する訓練を実施して時間測定を行い、測定時間に全体の敷設数から求めた繰り返し作業回数を乗じた時間を算出する。なお、作業箇所については、ホース敷設経路の中で作業条件の一番厳しい箇所を選定して実施する。

概要図



3系列のホースを敷設する場合、実線部のホース3本を敷設し、4本目のホースの接続箇所の増締めを含む接続作業をホース3本の敷設時間とし、ホース本数・長さより全数行った作業の訓練時間と算出する。

・訓練時間算出方法（ホース敷設時間）

ホース敷設時間：ホース3系列×3本敷設した訓練時間（作業時間）×5（3系列×15本）

以上

訓練項目の重複を踏まえた成立性評価について

1. 概要

技術的能力手順のうち有効性評価の重要な事故シーケンスで用いる現場対応手段には、重複する手順（訓練項目）が含まれることから、その訓練方法及び評価についての考え方を示す。

2. 該当する対応手段及び具体的な訓練方法

（1）可搬型代替注水ポンプを用いた各種給水手段

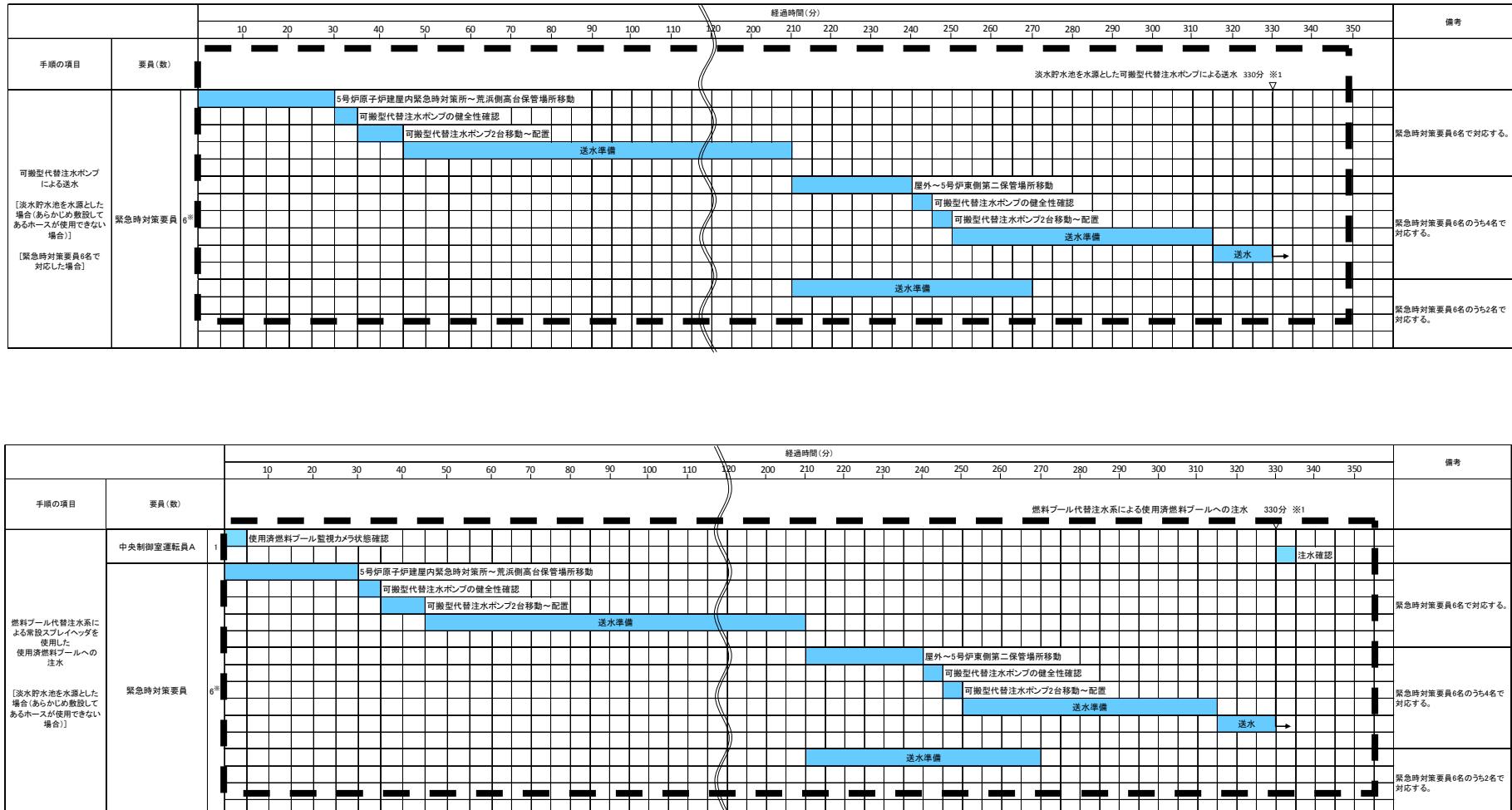
- a. 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ
- b. 可搬型代替注水ポンプによる使用済燃料プールへの注水
- c. 可搬型代替注水ポンプによる復水貯蔵槽への補給

<訓練方法>

可搬型代替注水ポンプを用いた注水等については、可搬型代替注水ポンプに接続されたホースを敷設し、各注水箇所へ実施する。

図1に示すa. ~ c. の手段の可搬型代替注水ポンプ健全性確認、移動・配置、送水準備及び送水は共通部分である。

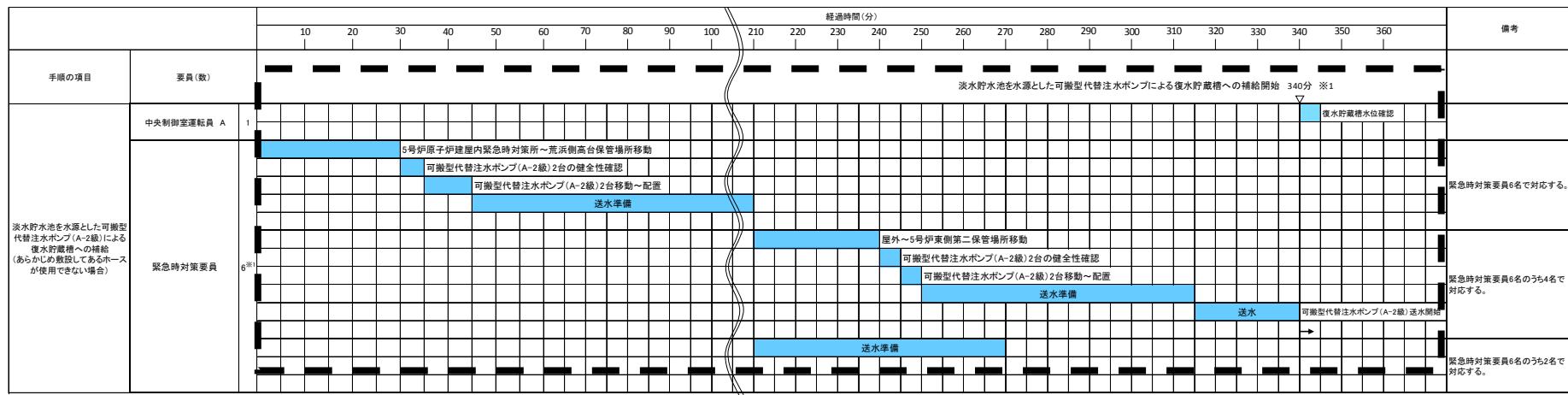
図1は、次頁。



内は、共通部分を示す。

図1 可搬型代替注水ポンプを用いた各種給水手段

C.



内は、共通部分を示す。

図1 可搬型代替注水ポンプを用いた各種給水手段

技術的能力手順のうち有効性評価の重要事故シーケンスに用いる現場対応手順

保安規定 (表20) 操作手順No	対応手段	運転員	緊急時 対策要員
3	インターフェイスシステムLOCA 発生時の対応（現場での隔離操作）	○	—
4	低圧代替注水系（可搬型）による原子炉の冷却（交流電源が確保されていて淡水貯水池を水源とした送水（あらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合））	○	○
	低圧代替注水系（可搬型）による原子炉の冷却（全交流動力電源が喪失していて淡水貯水池を水源とした送水（あらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合））	○	○
	代替交流電源設備による残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード）の復旧	○	—
	残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード）による原子炉からの除熱（設計基準拡張）	○	—
5	格納容器圧力逃がし装置による格納容器内の減圧及び除熱	○	—
	フィルタ装置ドレン移送ポンプ水張り	—	○
	格納容器圧力逃がし装置による格納容器内の減圧及び除熱（現場操作）	○	○
	代替原子炉補機冷却系による除熱	○	○
6	代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）による格納容器内の冷却（全交流動力電源が喪失していて淡水貯水池を水源とした送水（あらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合））	○	○
7	格納容器圧力逃がし装置による格納容器内の減圧及び除熱	○	—
	フィルタ装置ドレン移送ポンプ水張り	—	○
	代替循環冷却系による格納容器内の減圧及び除熱	○	—
	代替循環冷却系使用時における代替原子炉補機冷却系による除熱	○	○
8	格納容器下部注水系（常設）による格納容器下部への注水	○	—
	低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水（淡水貯水池を水源とした送水（あらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合））	—	○
9	代替原子炉補機冷却系による冷却水確保	—	○
11	燃料プール代替注水系による常設スプレイヘッダを使用した使用済燃料プールへの注水（淡水貯水池を水源とした送水	—	○

	(あらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合))		
	漏えい抑制	○	—
1 3	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の淡水貯水池(あらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合)を水源とした原子炉圧力容器への注水(低圧代替注水系(可搬型)による注水)	—	○
	淡水貯水池(あらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合)を水源とした格納容器内の冷却(代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)による冷却)	—	○
	淡水貯水池(あらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合)を水源としたフィルタ装置への補給(可搬型代替注水泵による水位調整(水張り))	—	○
	淡水貯水池(あらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合)を水源とした使用済燃料プールへの注水/スプレイ(燃料プール代替注水系による常設スプレイヘッダを使用した注水)	—	○
	淡水貯水池を水源とした可搬型代替注水泵による復水貯蔵槽への補給(あらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合)	—	○
1 4	常設代替交流電源設備による給電(非常用高圧母線D系受電)	○	—
	常設代替交流電源設備による給電(非常用高圧母線C系受電)	○	—
	所内蓄電式直流電源設備による給電(直流125V蓄電池Aから直流125V蓄電池A-2への受電切替え)	○	—
	所内蓄電式直流電源設備による給電(直流125V蓄電池A-2からAM用直流125V蓄電池への受電切替え)	○	—
	常設直流電源喪失時の遮断器用制御電源確保(AM用直流125V蓄電池による直流125V主母線盤A受電)	○	—
	燃料補給設備による給油(軽油タンクからタンクローリ(4kL)への補給)	—	○
	燃料補給設備による給油(軽油タンクからタンクローリ(16kL)への補給)	—	○
	燃料補給設備による給油(タンクローリ(4kL)による給油対象設備への給油)	—	○
	燃料補給設備による給油(タンクローリ(16kL)による第一ガスタービン発電機用燃料タンクへの給油)	—	○

重大事故等対応に係るシミュレータ訓練における成立性確認について

1. 目的

有効性評価の重要事故シーケンスのうち、中央制御室操作を主体とした重要事故シーケンスに対して、シミュレータ訓練を実施し、適切に対応できることを確認する。

2. 対象範囲

(1) 対象シーケンス：設置変更許可申請に示した有効性評価の重要事故シーケンスにおいて、類似性及び網羅性の観点から選定したシーケンスを対象とする。(表1)

(2) 対象者：運転員

3. 実施頻度

対象となる重要事故シーケンスについて、年1回実施する。

4. 実施方法

当直班毎に、シミュレータを用いて有効性評価の重要事故シーケンスについて対応訓練を実施する。具体的には、表1に示すとおり「技術的能力対応手段と有効性評価比較表」で示す有効性評価上考慮する対応手段のうち、中央制御室における操作について成立性の確認を実施する。

(1) シミュレータに入力する事故条件は、原則安全解析の事故条件を入力し訓練を実施する。

(2) シミュレータ上で模擬できない部分の情報や訓練の方法について、予め対応（訓練に対する約束）を定め、訓練開始前までに運転員に周知する。

(3) 訓練では、パラメータ等のプラント挙動から操作手順書に従い対応できることを確認する。

(4) 成立性確認は、運転操作が解析上の操作条件を満足できることを確認する。

5. 成立性確認内容

中央制御室主体の操作に係る重要事故シーケンスについて、操作手順書に従い、有効性評価の成立性確認ポイント（解析上の操作条件）を満足できること、及び指揮者の指示に対し操作者が適切に対応し報告することにより連携が図られていることを確認する。

以上

表1 技術的能力対応手段と有効性評価 比較表

● ● 有効性評価の結果上位を示している
● ● 有効性評価の結果上位を示す
□ 中央判別基準との重複事項一覧表

1. 動員調査実施	Z1 高圧・中圧火災報知喪失	●																		
2. 動員調査実施	Z2 高圧注水・中圧火災報知喪失																			
3. 動員調査実施	2.3.1 全火災能力強調喪失(外筋強調喪失+DRC失)		●																	
4. 動員調査実施	2.3.2 全火災能力強調喪失(内筋強調喪失+DRC失)+RCRC失		●																	
5. 動員調査実施	2.3.3 全火災能力強調喪失(外筋強調喪失+DRC失)+RCRC失		●																	
6. 動員調査実施	2.4.1 開放構造系強調喪失(外筋強調喪失+RC失)		●																	
7. 動員調査実施	2.4.2 開放構造系強調喪失(内筋強調喪失が強調した場合)		●																	
8. 動員調査実施	2.5 用子弾弾出強調喪失	●																		
9. 動員調査実施	2.6 LOCA導入水栓強調喪失																			
10. 動員調査実施	2.7 地盤弾頭バイパス(ペニーフェンスシステムLODA)																			
11. 動員調査実施	3.1.2 強制強度力強調(上・下静的負荷の外筋強調喪失+強度強調喪失)																			
12. 動員調査実施	3.1.3 強制強度力強調(上・下静的負荷の外筋強調喪失+強度強調喪失)																			
13. 動員調査実施	3.2 高温潤滑物質充填(外筋強調喪失+地盤弾頭追加)																			
14. 動員調査実施	3.3 断面圧上げ管外の潤滑材→地盤弾頭追加用																			
15. 動員調査実施	3.4 水封燃焼																			
16. 動員調査実施	3.5 消防栓心・コンクリート柱互作用																			
17. 動員調査実施	4.1 逆止塞装置・アーチ構造	●	逆止塞装置1																	
18. 動員調査実施	4.2 逆止塞装置	●	逆止塞装置2																	
19. 動員調査実施	5.1 強烈熱伝達強調喪失																			
20. 動員調査実施	5.2 全火災能力強調喪失																			
21. 動員調査実施	5.3 地盤弾頭外壁の潤滑材→地盤弾頭追加用																			
22. 動員調査実施	5.4 反応窓の強化																			

表1 技術的能力対応手段と有効性評価 比較表

	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45
2.1	高圧・低圧水槽喪失																												
2.2	高圧水・純正酸素喪失																												
2.3.1	全主機能力喪失喪失(外燃機器全+DC喪失)																												
2.3.2	RCG喪失																												
2.3.3	全主機能力喪失喪失(外燃機器全+DC喪失)+純正酸素喪失																												
2.3.4	SRVRA喪失																												
2.4.1	純正酸素喪失喪失(外燃機器全喪失した場合)																												
2.4.2	LOCA停止水槽喪失																												
2.5	原子炉停止水槽喪失																												
2.6	LOCA停止水槽喪失																												
2.7	核燃料棒バース(インターフェイスシティLOCA)																												
3.1.2	蒸気圧力・圧縮による約的負荷(他槽管内漏を用する場合)																												
3.1.3	蒸気圧力・圧縮による約的負荷(他槽管内漏を用しない場合)																												
3.2	高圧・低圧水槽/外燃機器喪失																												
3.3	原子炉压力管外の漏れ原因																												
3.4	水素漏洩																												
3.5	発電炉内・コントート相互作用																												
4.1	発電炉内1																												
4.2	発電炉内2																												
5.1	発電炉内漏洩																												
6.2	全天候能力喪失																												
6.3	原子炉冷却水の漏出																												
6.4	反応堆の漏入																												

●：有効性評価の参考値としている。左立柱印字
■：中央制御室主任の参考値を示す二段バグ

表1（補足） 重要事故シーケンスシミュレータ訓練実施内容整理表

各重要事故シーケンスについて、シミュレータ装置により検証可能であることを、以下の表により示す。

対策	番号	重要事故シーケンス	対応操作の概要
運転中の原子炉における重大事故に至るおそれがある事故	2. 1	高压・低压注水機能喪失	<p>【シミュレータ訓練実施範囲】 本事象における対応操作の概要は、高压注水機能及び低压注水機能が喪失する為、低压代替注水系（常設）を起動し、原子炉圧力を主蒸気逃がし安全弁にて減圧し、原子炉注水を実施する。水位回復後は原子炉水位レベル3～レベル8に維持する。 その後、崩壊熱除去機能を喪失している為、格納容器圧力が格納容器スプレイ起動圧力に到達した場合は代替格納容器スプレイ冷却系（常設）による格納容器スプレイを実施する。 格納容器圧力が格納容器圧力制限以下に維持できない場合は、格納容器ベント準備を行う。また格納容器最高使用圧力を超える場合は、炉心損傷がないことを確認して、格納容器ベントを実施する。 上記対応操作のうち、格納容器スプレイについては雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）代替循環冷却を使用しない場合にて同様の操作を実施する為、スキップし訓練を実施する。</p>
	2. 2	高压注水・減圧機能喪失	<p>【シミュレータ訓練実施範囲】 本事象における対応操作の概要は、高压注水機能が喪失し、原子炉自動減圧機能が喪失した場合に代替自動減圧ロジックによる原子炉の減圧を実施する。その後、残留熱除去系低压注水モードによる原子炉注水を実施し、原子炉水位がレベル3～レベル8維持可能を確認後、別系統の残留熱除去系によるサブレッシュン・チェンバ・プール水冷却モード運転を開始する。 その後シミュレータを原子炉停止時冷却モード運転開始可能なプラント状態にスキップし、残留熱除去系による原子炉停止時冷却モード運転を実施する。</p>
	2. 3. 2	全交流動力電源喪失 (外部電源喪失+DG喪失) + RCIC 失敗	<p>【シミュレータ訓練実施範囲】 本事象における対応操作の概要は、全交流電源喪失と同時に原子炉隔離時冷却系が機能喪失している為、高压代替注水系による原子炉注水を実施する。その後、格納容器圧力が格納容器圧力制限以下に維持できない場合は、格納容器ベント準備を行う。また格納容器最高使用圧力を超える場合は、炉心損傷がないことを確認して、格納容器ベントを実施する。 常設代替交流電源設備による受電操作が完了し、代替原子炉補機冷却系の準備が完了後、残留熱除去系による低压注水及び格納容器スプレイを実施する。 上記対応操作のうち、代替原子炉補機冷却系の準備については個別訓練にて実施する。また格納容器ベント操作については、高压・低压注水機能喪失にて同様の操作を実施する為、スキップし訓練を実施する。常設代替交流電源設備による受電操作についても雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）代替循環冷却を使用しない場合にて同様の操作を実施する為、スキップし訓練を実施する。</p>
	2. 5	原子炉停止機能喪失	<p>【シミュレータ訓練実施範囲】 本事象における対応操作の概要は、原子炉がスクラムすべき状況にもかかわらずスクラムされない場合に、原子炉再循環ポンプ停止による原子炉出力の低下・自動減圧系起動阻止スイッチによる原子炉出力急上昇防止に続き、ほう酸水注入系を起動し、原子炉出力を低下させる。また原子炉水位については原子炉隔離時冷却系及び高压炉心注水系により原子炉水位を有効燃料頂部以上に回復させるが、原子炉出力を抑制する為に低下した水位にて水位調整を実施する。その後、主蒸気逃がし安全弁の作動によりサブレッシュン・チェンバ・プール水冷却モード運転を開始する。</p>

対策	番号	重要事故シーケンス	対応操作の概要
運転中の原子炉における重大事故に至るおそれがある事故	2.7	格納容器バイパス(インターフェイスシステムLOCA)	<p>【シミュレータ訓練実施範囲】 本事象における対応操作の概要は、原子炉冷却材バウンダリからの原子炉冷却材の漏えいを原子炉建屋放射線モニタ警報・原子炉建屋サンプポンプ運転頻度増加を示す警報・火災報知器の動作等でインターフェイスシステムLOCAを判断し、原子炉スクラムを実施する。その後、中操からの隔離操作を実施するが、中操からの隔離については失敗を模擬する。 漏えい量を抑制する為に、主蒸気逃がし安全弁による減圧を実施し、原子炉水位については健全な高圧炉心注水系にて水位回復後、原子炉水位レベル1～レベル1.5を維持する。原子炉減圧実施により、サブレーションプール水温が上昇する為、残留熱除去系によるサブレーション・チェンバ・プール水冷却モード運転を開始する。 漏えい停止操作としては現場操作による高圧炉心注入隔離弁全閉操作にて隔離する。 上記対応操作のうち、現場操作による高圧炉心注入隔離弁全閉操作については個別訓練にて実施する。</p>
運転中の原子炉における重大事故	3.1.2	雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損) 代替循環冷却を使用する場合	<p>【シミュレータ訓練実施範囲】 本事象における対応操作の概要は、原子炉冷却材喪失(大破断LOCA)及び全交流動力電源が喪失する為、常設代替交流電源設備による受電操作を実施し受電操作完了後、低圧代替注水系(常設)による原子炉注水を開始する。 シミュレータをスキップし、原子炉水位を推定し炉心の冠水を確認後、格納容器圧力及び温度が上昇している為、低圧代替注水系(常設)による原子炉注水から代替格納容器スプレイ冷却系(常設)による格納容器スプレイへの切替え操作を実施する。 再度シミュレータをスキップし、代替原子炉補機冷却系起動を模擬し、代替循環冷却系の準備操作を実施する。また代替循環冷却系準備中に低圧代替注水系(常設)による原子炉注水が停止する間、低圧代替注水系(可搬型)による原子炉注水を実施する。水の放射線分解により格納容器内の水素ガス及び酸素ガスが発生することから、格納容器内の水素濃度・酸素濃度を監視する。 上記対応操作のうち、常設代替交流電源設備による受電操作の現場運転員の操作、及び代替原子炉補機冷却系準備操作、また低圧代替注水系(可搬型)による原子炉注水については個別訓練にて実施する。</p>
	3.1.3	雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損) 代替循環冷却を使用しない場合	<p>【シミュレータ訓練実施範囲】 本事象における対応操作の概要は、原子炉冷却材喪失(大破断LOCA)及び全交流動力電源が喪失する為、常設代替交流電源設備による受電操作を実施し受電操作完了後、低圧代替注水系(常設)による原子炉注水を開始する。 シミュレータをスキップし、原子炉水位を推定し炉心の冠水を確認後、格納容器圧力及び温度が上昇している為、低圧代替注水系(常設)による原子炉注水から代替格納容器スプレイ冷却系(常設)による格納容器スプレイへの切替え操作を実施する。 本事象は、代替循環冷却系が使用できない場合を想定している為、PCVベント準備及びPCVベント操作を実施する。 上記対応操作のうち、常設代替交流電源設備による受電操作、及び格納容器ベント準備操作、また格納容器ベント操作の現場運転員の操作については個別訓練にて実施する。</p>
	3.2	高圧溶融物放出／格納容器雰囲気直接加熱	<p>【シミュレータ訓練実施範囲】 本事象における対応操作の概要は、全ての非常用炉心冷却系が機能喪失している為、原子炉水位が低下継続する。シミュレータをスキップし、炉心損傷を判断後、原子炉水位有効燃料底部から有効燃料棒長さ+10%到達により、主蒸気逃がし安全弁2弁による原子炉減圧操作を実施する。 シミュレータを再度スキップし、原子炉圧力容器下鏡温度300°C到達を確認後、格納容器下部注水系(常設)による格納容器下部への注水を実施する。 上記対応操作のうち、格納容器下部注水系(常設)による格納容器下部への注水操作の現場運転員の操作については個別訓練にて実施する。</p>

※シミュレータ訓練では、故障条件(破断サイズ等)や発生場所、発生時間等シミュレータの設定条件により有効性評価重要事故シーケンスを完全に再現するものではない。

重大事故等対応に係る机上訓練における成立性確認について

1. 目的

有効性評価の重要事故シーケンスのうち、現場対応操作を主体とした重要事故シーケンスに対して、机上訓練を実施し、適切に対応できることを確認する。

2. 対象範囲

- (1) 対象シーケンス：設置変更許可申請に示した有効性評価の重要事故シーケンスにおいて、訓練の類似の観点から整理した現場操作を主体とした重要事故シーケンスを対象とする。
- (2) 訓練対象者：**緊急時対策要員（復旧班員）**

3. 実施頻度

対象となる重要事故シーケンスについて、年1回実施する。

4. 実施方法

重要事故シーケンスの事象進展に応じた処置対応について、現場をシミュレートした机上訓練を以下の手順に従い実施する。

- (1) 訓練体制の確認及び重要事故シーケンスについて説明を行う。
- (2) 処置対応シミュレーション（図上シミュレーション）を開催し、事故進展に応じたプラント状態の確認をしながら重要事故シーケンスに沿った処置対応ができるることを確認する。
- (3) 重要事故シーケンスに沿った処置対応シミュレーション終了後、訓練の振り返り、取り纏めを行い、机上訓練の総括を行う。

5. 成立性確認内容

机上訓練においては、重大事故時の指揮者を中心とした体制の中で各重要事故シーケンスに応じた手順書に基づき、各要員の役割に応じ求められる現場対応について適切にできることを以下の点に重点を置いて確認する。

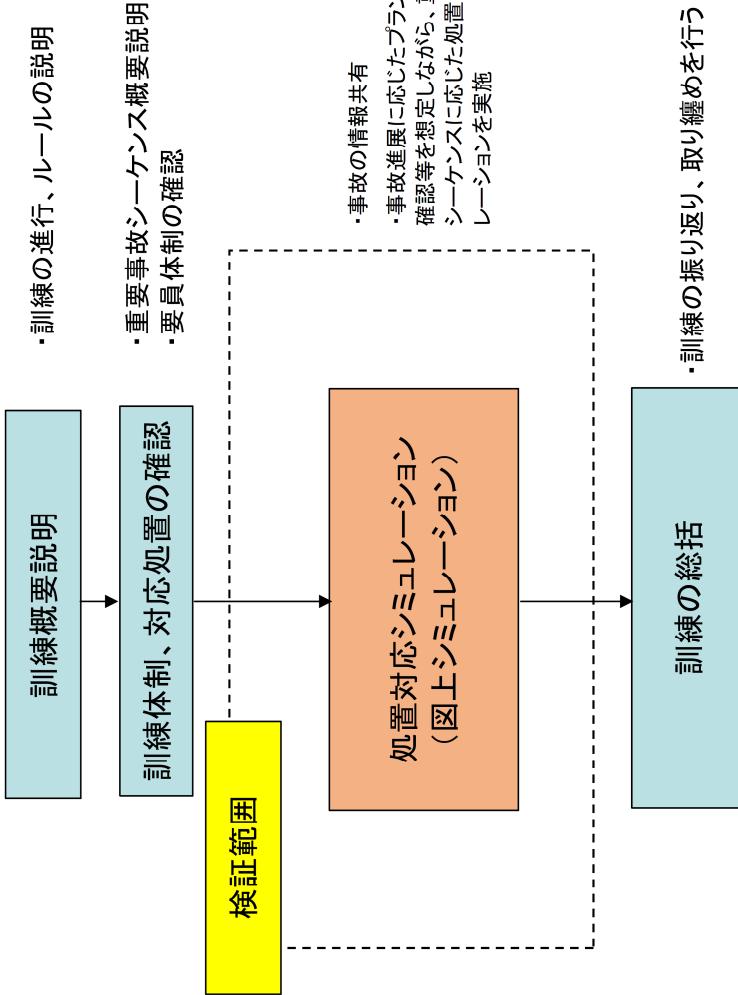
- (1) 重要事故シーケンスに応じた処置対応において、指揮者からの指示に対して要員が適切に対応できること。また、対応完了後の要員からの報告が適切に行われていること。
- (2) 重要事故シーケンスに応じた手順書を使用し、適切な対応ができること。

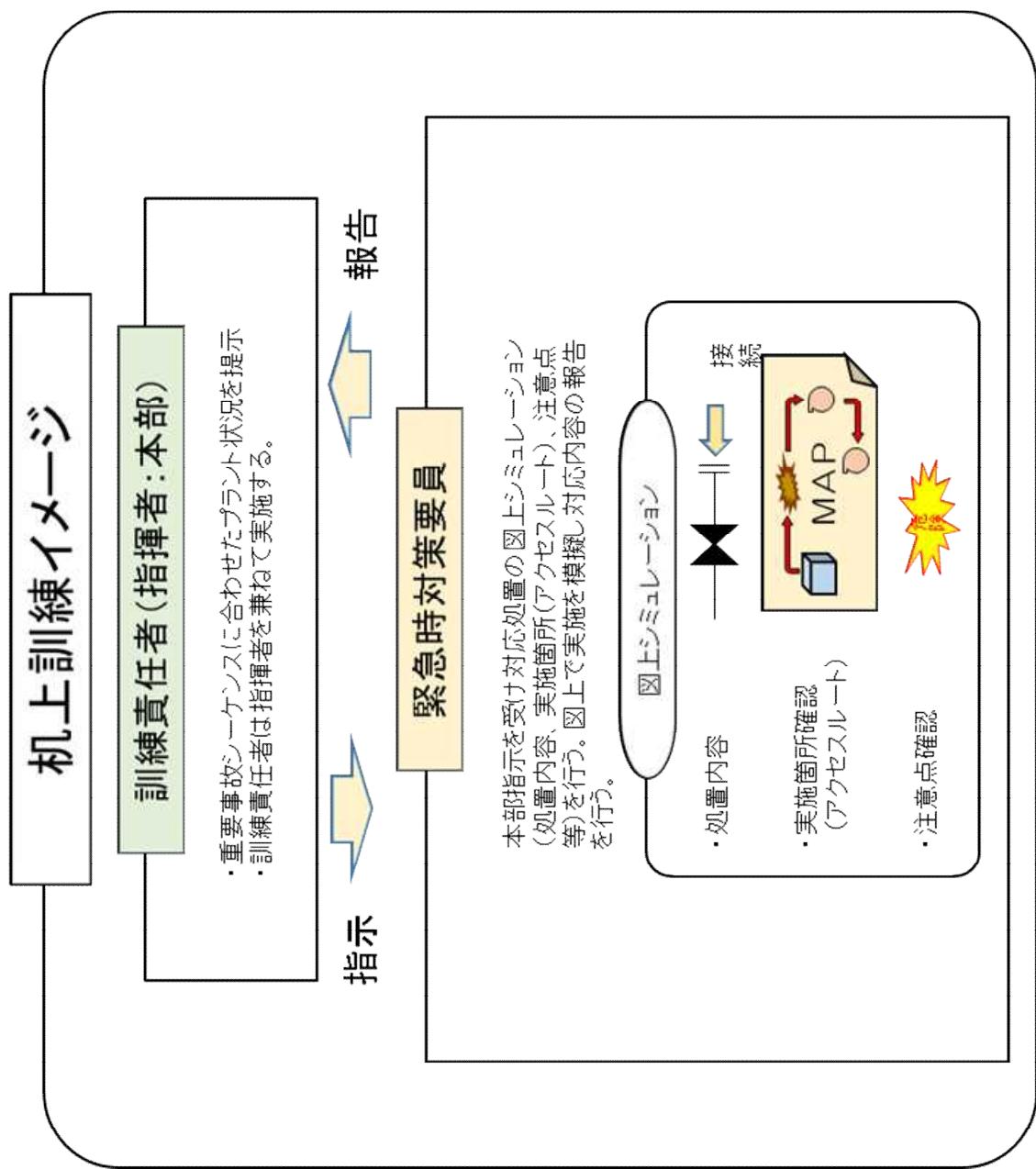
以 上

重要事故シーケンスに係る机上訓練の概要

〈重要事故シーケンス〉

机上訓練





現場操作主体の重要事故シーケンス（机上訓練）

重要事故シーケンス	
	■：中央制御室主体 ■：現場主体
① 高圧・低圧注水機能喪失	■
② 高圧注水・減圧機能喪失	■
③ 全交流動力電源喪失（外部電源喪失+DG喪失）	■
④ 全交流動力電源喪失（外部電源喪失+DS喪失+RCI喪失）	■
⑤ 全交流動力電源喪失（外部電源喪失+DG喪失+直流電源喪失）	■
⑥ 全交流動力電源喪失（外部電源喪失+DG喪失+SRV再開失敗）	■
⑦ 前寒熱除去機能喪失（取水機能が喪失した場合）	■
⑧ 前寒熱除去機能喪失（残留熱除去系が故障した場合）	■
⑨ 原子炉停止機能喪失	■
⑩ LOCA時注水機能喪失	■
⑪ 格納容器バイパス（インターフェイスシステムLOCA）	■
⑫ 雰田気圧力・温度による静的負荷 (格納容器過圧・過温破裂) 代替循環冷却を使用する場合	■
⑬ 雰田気圧力・温度による静的負荷 (格納容器過圧・過温破裂) 代替循環冷却を使用しない場合	■
⑭ 高圧溶融物放出／格納容器・雰田気直接加熱	■
⑮ 原子炉圧力容器外の溶融燃料・冷却材相互作用	■
⑯ 水素燃焼	■
⑰ 溶融炉心・コングリート相互作用	■
⑱ 想定事故1 (燃料ホールの冷却機能又は主水機能が喪失する事故)	■
⑲ 想定事故2 (サイフォン効果等によるプール水の小規模な喪失)	■
⑳ 前寒熱除去機能喪失	■
㉑ 全交流動力電源喪失	■
㉒ 原子炉冷却材の流出	■
㉓ 反応度の調査入	■

シーケンスが中央操作主体か現場操作・作業主体かで分類

シーケンス・操作の類似性及び網羅性を考慮して分類

- ・③～⑥は類似の起因事象で、現場操作は同一。
⇒事象・進展の早い⑥で代表
- ・⑦と⑬は同一事象であるが、現場対応手段が異なる。
⇒両者とも機上訓練を実施
- ・⑭～⑯の現場操作については、全て⑯に踏襲されている。
⇒⑯で代表
- ・⑰と⑲は類似の起因事象で、現場操作は同一。
⇒事象・進展の早い⑯で代表

機上訓練による成立性確認

- ① 全交流動力電源喪失
(外部電源喪失+SRV再開失敗)
- ② 雰田気圧力・温度による静的負荷
(格納容器過圧・過温破裂) 代替循環冷却を使用する場合
- ③ 雰田気圧力・温度による静的負荷
(格納容器過圧・過温破裂) 代替循環冷却を使用しない場合
- ④ 想定事故2
(サイフォン効果等によるプール水の小規模な喪失)
- ⑤ 想定事故2
(サイフォン効果等によるプール水の小規模な喪失)
- ⑥ 想定事故2
(サイフォン効果等によるプール水の小規模な喪失)
- ⑦ 全交流動力電源喪失

全ての緊急時対策要員が机上にて5つのシーケンスについて成立性確認を実施することで、現場操作の動き及び連携の成立性を確認する。

重大事故等対応に係る現場訓練（シーケンス訓練）における成立性確認について

1. 目的

全ての有効性評価の重要な事故シーケンスと技術的能力の19種類の手順を網羅的に検証できる重要な事故シーケンスを対象に、指定した訓練班で実時間ベースの実働訓練を行い、適切に対応できることを確認する。

2. 対象範囲

(1) 対象シーケンス：

- I 全交流動力電源喪失（主蒸気逃がし安全弁再閉失敗）
- II 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）
代替循環冷却系を使用する場合
- III 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）
代替循環冷却系を使用しない場合
- IV 使用済燃料プールにおける重大事故に至るおそれがある事故（想定事故2）
- V 全交流動力電源喪失（運転停止中）

(2) 訓練項目の選定：

II又はIIIの重要な事故シーケンスに、I、IV及びVの重要な事故シーケンスのうち現場で実施する個別手順を加えたものを訓練項目とする。

(3) 訓練対象者：

運転員、緊急時対策要員

3. 訓練頻度

運転員、緊急時対策要員で構成する班の中から任意の班※を対象に年1回以上実施する。

※成立性の確認を行う班については、毎年特定の班に偏らないように配慮する。

4. 訓練の方法

(1) 基本事項

- a. 重大事故等対応に必要な運転員及び緊急時対策要員が役割に応じ、各種手順書に従って訓練を実施する。
- b. 訓練は、原則、実働（モックアップを含む）・実時間にて実施する。

(2) 配慮事項

a. 模擬操作

弁の開閉操作、水中ポンプの海水への投入、燃料の給油及び機器の起動操作等により原子炉施設の系統や設備に悪影響を与えるもの及び訓練により設備が損傷又は劣化を促進するおそれのあるもの等については、模擬操作にて対応することができる。

b. 分割

原則、訓練は一連で実施することとするが、長時間を要する訓練については分割して実施することができる。

5. 成立性確認内容

緊急時対策本部と中央制御室及び現場の連携が図られ、手順書に従い有効性評価の成立性担保のために必要な操作が、完了すべき時間であるホールドポイント※内に完了できることを確認する。

※ホールドポイントとは以下の制限時間をいう。

- ①重要事故シーケンスの解析結果に直接影響がある操作を完了すべき時間
- ②被ばく評価に影響する操作を完了すべき時間

- (1) 代表シーケンスの「成立性確認チェックシート」を用いて、シーケンス毎のホールドポイントとして設定した時間内に対応できることをもって、成立性の確認を行う。
- (2) 個別の操作・作業においても、ホールドポイント内に完了できなかった場合の原因究明のために、保安規定「表20」に示す対応手段ごとの想定時間内に終えていることをチェックする。

以上

重要事故シーケンスの代表性の説明

対応手順												
事故シーケンス												
	1.4 の低圧水代 替注水系 (海水)	1.5 代替格納容 器内への原 子炉圧力容 器への可搬 型による原 子炉圧力容 器内の減 圧操作	1.6 代替格納容 器内への原 子炉圧力容 器への可搬 型による原 子炉圧力容 器内の減 圧操作	1.7 代替格納容 器内への原 子炉圧力容 器への可搬 型による原 子炉圧力容 器内の減 圧操作	1.8 代替格納容 器内への原 子炉圧力容 器への可搬 型による原 子炉圧力容 器内の減 圧操作	1.9 代替格納容 器内への原 子炉圧力容 器への可搬 型による原 子炉圧力容 器内の減 圧操作	1.10 代替格納容 器内への原 子炉圧力容 器への可搬 型による原 子炉圧力容 器内の減 圧操作	1.11 代替格納容 器内への原 子炉圧力容 器への可搬 型による原 子炉圧力容 器内の減 圧操作	1.12 代替格納容 器内への原 子炉圧力容 器への可搬 型による原 子炉圧力容 器内の減 圧操作	1.13 代替格納容 器内への原 子炉圧力容 器への可搬 型による原 子炉圧力容 器内の減 圧操作	1.14 代替格納容 器内への原 子炉圧力容 器への可搬 型による原 子炉圧力容 器内の減 圧操作	1.15 代替格納容 器内への原 子炉圧力容 器への可搬 型による原 子炉圧力容 器内の減 圧操作
運転中の原子炉における重大事故に至るおそれがある事故	① 高圧・低圧注水機能喪失	●									●	● ●
	② 高圧注水・減圧機能喪失		●								●	
	③ 全交流動力電源喪失(外部電源喪失+DC喪失)		●	●							●	● ● ● ●
	④ 全交流動力電源喪失(外部電源喪失+DG喪失)+RCIC喪失		●	●							●	● ● ● ●
	⑤ 全交流動力電源喪失(外部電源喪失+DG喪失)+直流電源喪失		●	●							●	● ● ● ●
	⑥ 全交流動力電源喪失(外部電源喪失+DG喪失)+SRV再閉鎖失敗	●	●	●	●						●	● ● ● ●
	⑦ 烈燃熱除去機能喪失(取水機能が喪失した場合)			●							●	● ● ● ●
	⑧ 烈燃熱除去機能喪失(残留熱除去系が故障した場合)		●								●	● ● ● ●
	⑨ 原子炉停止機能喪失										●	
	⑩ LOCA時注水機能喪失		●								●	● ● ● ●
	⑪ 格納容器バイパス(インターフェイスシステムLOCA)										●	
運転中の原子炉における重大事故	⑫ 静圧気圧力、温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)代替循環冷却を使用する場合	●									●	● ● ● ●
	⑬ 静圧気圧力、温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)代替循環冷却を使用しない場合			●							●	● ● ● ●
	⑭ 高圧溶融物放出/格納容器旁通直接加熱				●	●	●	●	●	●	●	● ● ● ●
	⑮ 原子炉圧力容器外の溶融燃料・冷却材相互作用				●	●	●	●	●	●	●	● ● ● ●
	⑯ 水素燃焼	●									●	● ● ● ●
	⑰ 溶融炉心・コンクリート相互作用					●					●	● ● ● ●
	⑱ 想定事故1						●				●	● ●
運転停止中の原子炉における重大事故に至るおそれがある事故	⑲ 想定事故2						●				●	● ●
	⑳ 烈燃熱除去機能喪失							●			●	
	㉑ 全交流動力電源喪失			●							●	● ● ● ●
	㉒ 原子炉冷却材の流出										●	
	㉓ 反応度の誤投入											



重要事故シーケンス⑥と⑦(⑩)の個別手順の包絡性について

⑦シーケンスと⑥シーケンスの各操作を対象に、制限時間及び操作内容の観点で⑦に包絡できているかについて確認した結果を表に示す。

対応手順	シーケンス	⑦												⑥											
		1.1	1.2	1.3	1.4	1.5	1.6	1.7	1.8	1.9	1.10	1.11	1.12	1.13	1.14	1.15	1.16	1.17	1.18	1.19	1.20	1.21			
⑥ 全交流動力電源喪失 (外部電源喪失+DG喪失) + SRV 再閉失敗	同一操作	430分	—	70分	540分	330分	操作	制限時間	操作	制限時間	操作	制限時間	操作	制限時間	操作	制限時間	操作	制限時間	操作	制限時間	操作	制限時間	操作	制限時間	操作
⑦ 環境気圧力・温度による静的負荷 (格納容器開閉用) + 温度変化 代蓄電池充放電切替を使用する場合	同一操作	330分	—	—	—	—	操作なし	操作なし	—	540分	—	330分	操作なし												
⑩ 環境気圧力・温度による静的負荷 (格納容器開閉用) + 温度変化 代蓄電池充放電切替を使用しない場合	同一操作	330分	—	—	—	—	操作なし	操作なし	—	45分	—	操作なし													
包絡性	△	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

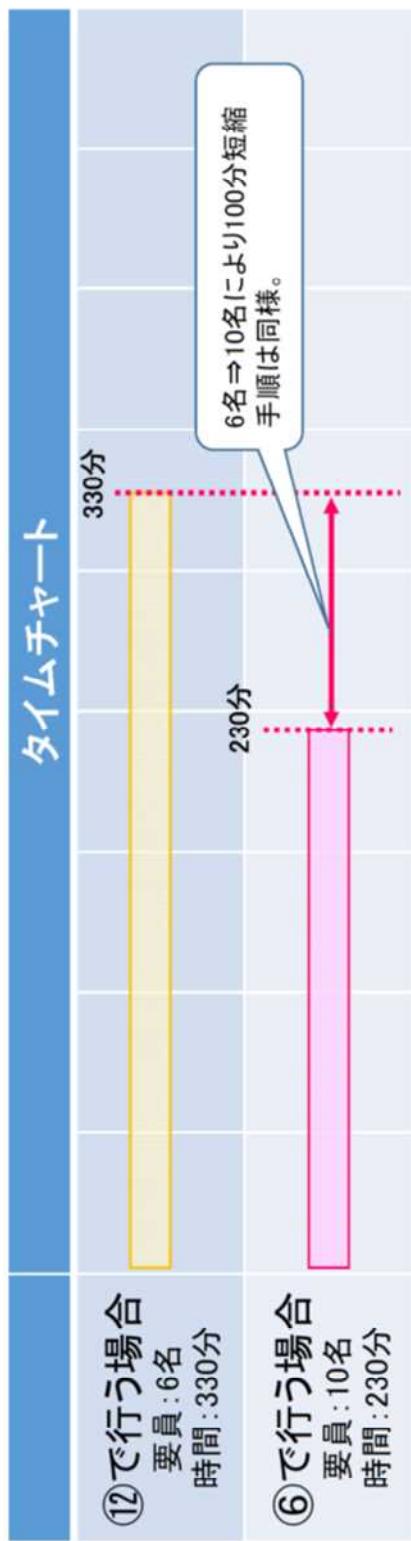
備考

重要事故シーケンス①と⑥について比較した結果、両シーケンスに登場する各個別手順の制限時間及び操作内容は一部を除き⑦の各操作で問題ないことを確認した。
別手順を実施することで問題ないことを確認した。

事故シーケンス⑫、⑬に含まれない個別手順の整理

個別手順の比較

⑥全交流動力電源喪失（外部電源喪失 + DG喪失）+SRV再閉失敗の手順のうち、低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水（淡水貯水池を水源とした送水（あらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合））については、⑫のシーケンスにおいても行う手順であるが、⑥の場合には炉心損傷を防止するために要員を増加し時間を短縮させることとしている。⑥のこの他の手順は⑫、⑬の手順に含まれているため、本手順のみ個別手順として確認する。



その他的重要事故シーケンスに含まれる手順は、可搬型代替注水ポンプを用いた格納容器スプレイや使用済燃料プール注水（スプレイ）があるが、これらは⑫、⑬で行う場合と同じ体制で行うこと、また、建屋接続口までは同じ手順であることから個別手順の確認は行わず、机上教育等により確認する。

重大事故等対応に係る現場訓練（シーケンス訓練）における成立性確認について

現場シーケンス訓練 成立性確認チェックシート 訓練日 年 月 日

⑫ 霧囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損・代替循環冷却を使用する場合）（1／2）

項目	要員	要員数 (名)	手順	所要 時間	事象発生時刻		所要時間：保安規定 表－20に定める対応手段の想定時間						備考
					時 分		開始完了時間	計測時間 (b-a)	チェックポイント(事象発生からの経過時間)				
					指示 (a)	報告 (b)	① 25分	② 30分	③ 70分	④ 120分	⑤ 20時間	⑥ 22.5時間	
中央制御室での運転員による状況判断	運転員	2	プラントパラメータ等から、給水流量全喪失、全交流動力電源喪失、原子炉スクラン、ターピントリップの確認	10分									
常設代替交流電源設備による受電	運転員	1	第一ガスタービン発電機起動	10分									
	運転員	1	第一ガスタービン発電機給電	5分									
	運転員	1	非常用高圧母線(D)受電前準備(中操)	15分									
	運転員	4	非常用高圧母線(D)受電前準備(現場)	15分									
	運転員	1	非常用高圧母線(D)受電(中操)	5分									
	運転員	2	非常用高圧母線(D)受電(現場)	5分									
	運転員	1	非常用高圧母線(C)受電前準備(中操)	10分									
	運転員	2	非常用高圧母線(C)受電前準備(現場)	25分									
	運転員	1	非常用高圧母線(C)受電(中操)	5分									
	運転員	2	非常用高圧母線(C)受電(現場)	5分									
非常用ガス処理系 運転確認	運転員	1	非常用ガス処理系排風機運転確認	5分									
低圧代替注水系（常設）による注水	運転員	1	復水移送ポンプ(B)、(C)起動、系統構成(中操)	15分									
	運転員	2	系統構成(現場)復水貯蔵槽吸込ライン切替え	30分									
可搬型代替注水ポンプ(A-2級)による淡水貯水池から復水貯蔵槽への補給	緊対員	6	可搬型代替注水ポンプ(A-2級)移動、ホース敷設・接続など	360分									
代替原子炉補機冷却系運転	運転員	2	代替原子炉補機冷却系系統構成(現場)	300分									
	緊対員	1 3	資機材配置、ホース敷設、大容量送水車起動	10時間									
原子炉格納容器内水素・酸素濃度計起動	運転員	1	格納容器内霧囲気モニタ系水素・酸素濃度計起動	30分									
代替循環冷却系運転	運転員	1	系統構成(中操)(低圧代替注水に影響のない範囲)	30分									
	運転員	4	系統構成(現場)(低圧代替注水に影響のない範囲)	120分									
	運転員	1	系統構成(中操)(低圧代替注水停止後)	30分									
	運転員	2	系統構成(現場)(低圧代替注水停止後)	30分									
	運転員	2	系統構成(現場)(RHR、HPCF廻り)	30分									
	運転員	2	復水移送ポンプ起動	5分									

現場シーケンス訓練 成立性確認チェックシート

訓練日 年 月 日

⑫ 霧囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損・代替循環冷却を使用する場合）（2／2）

項目	要員	要員数 (名)	手順	所要 時間	事象発生時刻		所要時間：保安規定 表－20に定める対応手段の想定時間						備考	
					時 分		チェックポイント(事象発生からの経過時間)							
					開始完了時間	計測時間	指示 (a)	報告 (b)	① 25分	② 30分	③ 70分	④ 120分	⑤ 20時間	⑥ 22.5時間
給油	緊対員	2	軽油タンクからタンクローリー（4 k l）への補給	140 分										
	緊対員	2	軽油タンクからタンクローリー（16 k l）への補給	120 分										

ホールドポイントの説明

番号	チェックポイント	制限時間	制限時間の設定根拠
①	常設代替交流電源設備（第一ガスタービン発電機）からの給電操作	25 分	事象（全交流動力電源喪失）認知（事象発生後 10 分）から常設代替交流電源設備による給電準備を開始し、非常用 M/C の受電を開始する時間（25 分）までに対応できること。
②	非常用ガス処理系起動による原子炉建屋内負圧操作	30 分	常設代替交流電源設備による給電完了後、非常用ガス処理系を起動する時間（30 分）までに対応できること。
③	低圧代替注水系（常設）による原子炉注水操作	70 分	常設代替交流電源設備による給電完了後、低圧代替注水系（常設）による原子炉へ注水する時間（70 分）までに対応できること。
④	代替格納容器スプレイ冷却系（常設）による格納容器冷却操作	120 分	格納容器が限界温度に到達することを防止するため、格納容器温度が 190°C に到達した時間（120 分）に対応できること。
⑤	代替原子炉補機冷却系運転操作	20 時間	構外からの参集要員が到着（10 時間）後、代替原子炉補機冷却系による補機冷却水を通水する時間（20 時間）までに対応できること。
⑥	代替循環冷却系による格納容器の除熱操作	22.5 時間	代替原子炉補機冷却系運転開始後、代替循環冷却系による格納容器の除熱を行う時間（22.5 時間）までに対応を開始できること。

現場シーケンス訓練 成立性確認チェックシート

訓練日 年 月 日

- ⑬ 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損・代替循環冷却を使用しない場合）

項目	要員	要員数 (名)	手順	所要時間	事象発生時刻		所要時間：保安規定 表－20に定める対応手段の想定時間					備考
					時 分		開始完了時間	計測時間 (b-a)	チェックポイント(事象発生からの経過時間)			
					指示 (a)	報告 (b)	① 25分	② 30分	③ 70分	④ 120分	⑤ 38時間	
中央制御室での運転員による状況判断	運転員	2	プラントパラメータ等から、給水流量全喪失、全交流動力電源喪失、原子炉スクラム、タービントリップの確認	10分								
常設代替交流電源設備による受電	運転員	1	第一ガスタービン発電機起動	10分								
	運転員	1	第一ガスタービン発電機給電	5分								
	運転員	1	非常用高压母線(D)受電前準備(中操)	15分								
	運転員	4	非常用高压母線(D)受電前準備(現場)	15分								
	運転員	1	非常用高压母線(D)受電(中操)	5分								
	運転員	2	非常用高压母線(D)受電(現場)	5分								
	運転員	1	非常用高压母線(C)受電前準備(中操)	10分								
	運転員	2	非常用高压母線(C)受電前準備(現場)	25分								
	運転員	1	非常用高压母線(C)受電(中操)	5分								
	運転員	2	非常用高压母線(C)受電(現場)	5分								
非常用ガス処理系運転確認	運転員	1	非常用ガス処理系排風機運転確認	5分								
低圧代替注水系(常設)による注水	運転員	1	復水移送ポンプ(B)、(C)起動、系統構成(中操)	15分								
	運転員	2	系統構成(現場)復水貯蔵槽吸込ライン切替え	30分								
可搬型代替注水ポンプ(A-2級)による淡水貯水池から復水貯蔵槽への補給	緊対員	6	可搬型代替注水ポンプ(A-2級)移動、ホース敷設・接続など	360分								
格納容器ベント	運転員	1	非常用ガス処理系停止、バウンダリ構成(中操)	60分								
	運転員	2	バウンダリ構成(現場)	60分								
	緊対員	2	6号炉フィルタ装置排水ポンプ廻りの水張り	60分								
	緊対員	2	7号炉フィルタ装置排水ポンプ廻りの水張り	60分								
	運転員	2	格納容器二次隔離弁操作	60分								
給油	緊対員	2	軽油タンクからタンクローリー(4k1)への補給	140分								
	緊対員	2	軽油タンクからタンクローリー(16k1)への補給	120分								

ホールドポイントの説明

番号	チェックポイント	制限時間	制限時間の設定根拠
①	常設代替交流電源設備(第一ガスタービン発電機)からの給電操作	25分	事象(全交流動力電源喪失)認知(事象発生後10分)から常設代替交流電源設備による給電準備を開始し、非常用M/Cの受電を開始する時間(25分)までに対応できること。
②	非常用ガス処理系起動による原子炉建屋内負圧操作	30分	常設代替交流電源設備による給電完了後、非常用ガス処理系を起動する時間(30分)までに対応できること。
③	低圧代替注水系(常設)による原子炉注水操作	70分	常設代替交流電源設備による給電完了後、低圧代替注水系(常設)による原子炉へ注水する時間(70分)までに対応できること。
④	代替格納容器スプレイ冷却系(常設)による格納容器冷却操作	120分	格納容器が限界温度に到達することを防止するため、格納容器温度が190°Cに到達した時間(120分)に対応できること。
⑤	格納容器圧力逃がし装置による格納容器の除熱操作	38時間	格納容器の最高使用圧力(0.62MPa)に接近した時間(38時間)に対応できること。

重要事故シーケンスで使用する手順書 ⑫雰囲気圧力・温度による静的負荷（代替循環冷却を使用する場合）（1／5）

訓練項目		手順書	
運転員	状況判断	全交流動力電源喪失確認 原子炉スクラム、タービントリップ確認	・7号機 事故時運転操作手順書（微候ベース） ・原子炉制御 R C 「スクラム」
	格納容器内水素濃度監視	格納容器内水素濃度監視	・S O P - 2 「P C V制御」
	常設代替交流電源による受電	第一ガスタービン発電機起動・給電	・7号機 事故時運転操作手順書（微候ベース） ・P S / R 「交流／直流電源供給回復」
		非常用高压母線D受電	・①電源確保戦略 第一ガスタービン発電機起動
		非常用高压母線C受電	・7号機 AM設備別操作手順書
	非常用ガス処理系運転	非常用ガス処理系運転確認・監視	・P S / R 「交流／直流電源供給回復」 ・⑭その他戦略 S G T S (A (B)) によるR / B負圧維持及び放射性物質除去
	低圧代替注水系（常設）による原子炉注水操作	復水移送ポンプ起動・運転確認	・S O P - 1 「R P V制御」
		低圧代替注水系（常設）系統構成	・③R x 注水戦略 MUWCによる原子炉注水
	代替格納容器スプレイ冷却系（常設）による格納容器スプレイ操作	代替格納容器スプレイ系冷却系（常設）系統構成	・S O P - 2 「P C V制御」 ・⑤格納容器スプレイ戦略 MUWCによるP C Vスプレイ
	中央制御室照明確保	蓄電池内蔵型照明の点灯確認、可搬型照明設置、点灯	・⑯中央制御室居住性確保戦略 中央制御室照明確保

重要事故シーケンスで使用する手順書 ⑫雰囲気圧力・温度による静的負荷（代替循環冷却を使用する場合）（2／5）

訓練項目		手順書	
運転員	中央制御室 圧力調整	陽圧化系統構成、空調機起動	・7号機 AM設備別操作手順書 ・⑯中央制御室居住性確保戦略 可搬型陽圧化空調機による中央制御室陽圧化
	中央制御室 待避室準備	待避室照明確保、S P D S 起動、陽圧化装置空気供給元弁開	・7号機 AM設備別操作手順書 ・⑯中央制御室居住性確保戦略 中央制御室待避室の照明確保、データ表示装置起動、通信設備使用
	格納容器薬品注入操作	格納容器への薬品注入	・S O P - 2 「P C V制御」 ・④圧力制御戦略 炉心損傷後格納容器薬品注入
	格納容器頂部注水系による原子炉ウェル注水	原子炉ウェル注水監視	・S O P - 2 「P C V制御」 ・⑦S F P 注水、ウェル注水、S F P 監視戦略 消防車による原子炉ウェル注水
	格納容器ベント準備	系統構成	・S O P - 2 「P C V制御」 ・④圧力制御戦略 炉心損傷後 P C Vベント（フィルタベント使用（S/C））
	代替原子炉補機冷却系起動	代替原子炉補機冷却系現場系統構成	・S O P - 1 「R P V制御」 ・⑧代替除熱戦略 代替H xによる補機冷却水（A（B））確保

重要事故シーケンスで使用する手順書 ⑫雰囲気圧力・温度による静的負荷（代替循環冷却を使用する場合）（3／5）

訓練項目		手順書	
運転員	格納容器内雰囲気モニタ系 (水素・酸素濃度計) 起動	CAMS 水素・酸素濃度計起動・監視	・ 7号機 事故時運転操作手順書（シビアアクシデント） ・ S O P - 1 「R P V制御」
	低圧代替注水系（可搬型）による原子炉注水	系統構成（中操、現場）	・ 7号機 事故時運転操作手順書（シビアアクシデント） ・ 7号機 AM設備別操作手順書 ・ S O P - 1 「R P V制御」 ・ ③R x 注水戦略 消防車による原子炉注水
	代替循環冷却系運転操作	代替循環冷却系系統構成（中操、現場）	・ 7号機 事故時運転操作手順書（シビアアクシデント） ・ S O P - 2 「P C V制御」
		代替循環冷却系起動・監視	・ 7号機 AM設備別操作手順書 ・ ⑩格納容器除熱戦略 代替循環冷却系によるP C V内の減圧及び除熱
	使用済燃料プール冷却	燃料プール冷却浄化系系統構成・起動	・ S O P - 3 「R/B制御」 ・ ⑪S F P除熱戦略 F P CによるS F P除熱

重要事故シーケンスで使用する手順書 ⑫雰囲気圧力・温度による静的負荷（代替循環冷却を使用する場合）（4／5）

	訓練項目	手順書	
緊急時対策要員	格納容器頂部注水系による原子炉ウェル注水	可搬型代替注水ポンプ（A－2級）設置、ホース敷設、注水操作	・7号機 多様なハザード対応手順書 ・第2章 注水編 2－2 原子炉ウェル注水、格納容器スプレイ、SFP注水 消防車による送水（防火水槽使用可） 消防車による送水（送水ライン使用可） 消防車による送水（送水ライン使用不可）
	可搬型代替注水ポンプ（A－2級）による淡水貯水池から復水貯蔵槽への補給	可搬型代替注水ポンプ（A－2級）設置、ホース敷設、注水操作	・7号機 多様なハザード対応手順書 ・第3章 送水編 消防車によるCSPへの補給（防火水槽使用可） 消防車によるCSPへの補給（送水ライン使用可） 消防車によるCSPへの補給（送水ライン使用不可）
	給油（可搬型代替注水ポンプ（A－2級））	軽油タンクからタンクローリ（4 k1）への補給	・共通 多様なハザード対応手順書 ・第7章 燃料編 非常用D/G軽油タンクからタンクローリへの給油
		タンクローリから可搬型代替注水ポンプへの補給	・共通 多様なハザード対応手順書 ・第7章 燃料編 タンクローリから各機器等への給油
	格納容器ベント準備	7号炉フィルタ装置排水ポンプ水張り	・7号機 多様なハザード対応手順書 ・第5章 格納容器編 フィルタ装置ドレン移送ポンプ水張り
	代替原子炉補機冷却系起動	代替原子炉補機冷却系資機材配置、ホース敷設	・7号機 多様なハザード対応手順書 ・第4章 除熱編 4－1 補機冷却水確保（A系西側接続口使用） 熱交換器ユニットによる補機冷却水確保
		代替原子炉補機冷却系起動・監視	4－2 補機冷却水確保（B系南側接続口使用） 熱交換器ユニットによる補機冷却水確保

重要事故シーケンスで使用する手順書 ⑫雰囲気圧力・温度による静的負荷（代替循環冷却を使用する場合）（5／5）

	訓練項目		手順書
緊急時対策要員	給油（大容量送水車、電源車）	電源車、大容量送水車への給油	・共通 多様なハザード対応手順書 ・第7章 燃料編 タンクローリから各機器等への給油
	低圧代替注水系（可搬型）による原子炉注水	可搬型代替注水ポンプ（A-2級）設置、ホース敷設、注水操作	・7号機 多様なハザード対応手順書 ・第2章 注水編 2-2原子炉ウェル注水、格納容器スプレイ、SFP注水 消防車による送水（防火水槽使用可） 消防車による送水（送水ライン使用可） 消防車による送水（送水ライン使用不可）
	使用済燃料プール冷却	可搬型代替注水ポンプ（A-2級）設置、燃料プールへの補給	・7号機 多様なハザード対応手順書 ・第2章 注水編 2-2原子炉ウェル注水、格納容器スプレイ、SFP注水 消防車による送水（防火水槽使用可） 消防車による送水（送水ライン使用可） 消防車による送水（送水ライン使用不可）
	給油（第一ガスタービン発電機）	軽油タンクからタンクローリ（16k1）への給油	・共通 多様なハザード対応手順書 ・第7章 燃料編 非常用D/G軽油タンクからタンクローリへの給油
		タンクローリから第一ガスタービン発電機への給油	・共通 多様なハザード対応手順書 ・第7章 燃料編 タンクローリから各機器等への給油

重要事故シーケンスで使用する手順書 ⑬雰囲気圧力・温度による静的負荷（代替循環冷却を使用しない場合）（1／6）

訓練項目		手順書	
運転員	状況判断	全交流動力電源喪失確認 原子炉スクラム、タービントリップ確認	• 7号機 事故時運転操作手順書（微候ベース） • 原子炉制御 R C 「スクラム」
	格納容器内水素濃度監視	格納容器内水素濃度監視	• 7号機 事故時運転操作手順書（シビアアクシデント） • S O P - 2 「P C V制御」
	常設代替交流電源による受電	第一ガスタービン発電機起動・給電	• 7号機 事故時運転操作手順書（微候ベース） • P S / R 「交流／直流電源供給回復」
		非常用高压母線D受電	• 7号機 AM設備別操作手順書 • ①電源確保戦略 第一ガスタービン発電機起動
		非常用高压母線C受電	
	非常用ガス処理系運転	非常用ガス処理系運転確認・監視	• 7号機 事故時運転操作手順書（微候ベース） • 7号機 AM設備別操作手順書 • P S / R 「交流／直流電源供給回復」 • ⑭その他戦略 S G T S (A (B)) によるR / B負圧維持及び放射性物質除去
	低圧代替注水系（常設）による原子炉注水操作	復水移送ポンプ起動・運転確認	• 7号機 事故時運転操作手順書（シビアアクシデント） • S O P - 1 「R P V制御」
		低圧代替注水系（常設）系統構成	• 7号機 AM設備別操作手順書 • ③R x 注水戦略 MUWCによる原子炉注水
	代替格納容器スプレイ冷却系（常設）による格納容器スプレイ操作	代替格納容器スプレイ系冷却系（常設）系統構成	• 7号機 事故時運転操作手順書（シビアアクシデント） • 7号機 AM設備別操作手順書 • S O P - 2 「P C V制御」 • ⑤格納容器スプレイ戦略 MUWCによるP C Vスプレイ
	中央制御室照明確保	蓄電池内蔵型照明の点灯確認、可搬型照明設置、点灯	• 7号機 AM設備別操作手順書 • ⑯中央制御室居住性確保戦略 中央制御室照明確保

重要事故シーケンスで使用する手順書 ⑬雰囲気圧力・温度による静的負荷（代替循環冷却を使用しない場合）（2／6）

	訓練項目		手順書
運転員	中央制御室 圧力調整	陽圧化系統構成、空調機起動	・7号機 AM設備別操作手順書 ・⑯中央制御室居住性確保戦略 可搬型陽圧化空調機による中央制御室陽圧化
	中央制御室 待避室準備	待避室照明確保、S P D S起動、陽圧化装置空気供給弁開	・⑯中央制御室居住性確保戦略 中央制御室待避室の照明確保、データ表示装置起動、通信設備使用
	格納容器薬品注入操作	格納容器への薬品注入	・S O P - 2 「P C V制御」 ・④圧力制御戦略 炉心損傷後格納容器薬品注入
	格納容器頂部注水系による原子炉ウェル注水	原子炉ウェル注水監視	・S O P - 2 「P C V制御」 ・⑦S F P注水、ウェル注水、S F P監視戦略 消防車による原子炉ウェル注水
	代替原子炉補機冷却系起動	代替原子炉補機冷却系現場系統構成	・S O P - 1 「R P V制御」 ・⑧代替除熱戦略 代替H xによる補機冷却水（A（B））確保
	使用済燃料プール冷却	燃料プール冷却浄化系系統構成・起動	・S O P - 3 「R/B制御」 ・⑪S F P除熱戦略 F P CによるS F P除熱

重要事故シーケンスで使用する手順書 ⑬雰囲気圧力・温度による静的負荷（代替循環冷却を使用しない場合）（3／6）

訓練項目		手順書	
運転員	中央制御室 待避室陽圧化 陽圧化装置空気供給弁開	・7号機 AM設備別操作手順書 ・⑯中央制御室居住性確保戦略 中央制御室待避室の照明確保、データ表示装置起動、通信設備使用	
	格納容器ベント準備 系統構成	・7号機 事故時運転操作手順書（シビアアクシデント） ・7号機 AM設備別操作手順書	・SOP-2 「PCV制御」 ・④圧力制御戦略 炉心損傷後 PCVベント（フィルタベント使用（S/C））
	格納容器ベント 格納容器ベント操作・監視	・7号機 事故時運転操作手順書（シビアアクシデント） ・7号機 AM設備別操作手順書	・SOP-2 「PCV制御」 ・④圧力制御戦略 炉心損傷後 PCVベント（フィルタベント使用（S/C））

重要事故シーケンスで使用する手順書 ⑬雰囲気圧力・温度による静的負荷（代替循環冷却を使用しない場合）（4／6）

	訓練項目		手順書
緊急時対策要員	格納容器頂部注水系による原子炉ウェル注水	可搬型代替注水ポンプ（A－2級）設置、ホース敷設、注水操作	・7号機 多様なハザード対応手順書 ・第2章 注水編 2－2 原子炉ウェル注水、格納容器スプレイ、SFP注水 消防車による送水（防火水槽使用可） 消防車による送水（送水ライン使用可） 消防車による送水（送水ライン使用不可）
	代替原子炉補機冷却系起動	代替原子炉補機冷却系資機材配置、ホース敷設 代替原子炉補機冷却系起動・監視	・7号機 多様なハザード対応手順書 ・第4章 除熱編 4－1 補機冷却水確保（A系西側接続口使用） 熱交換器ユニットによる補機冷却水確保 4－2 補機冷却水確保（B系南側接続口使用） 熱交換器ユニットによる補機冷却水確保
	使用済燃料プール冷却	可搬型代替注水ポンプ（A－2級）設置、燃料プールへの補給	・第2章 注水編 2－2 原子炉ウェル注水、格納容器スプレイ、SFP注水 消防車による送水（防火水槽使用可） 消防車による送水（送水ライン使用可） 消防車による送水（送水ライン使用不可）

重要事故シーケンスで使用する手順書 ⑬雰囲気圧力・温度による静的負荷（代替循環冷却を使用しない場合）（5／6）

	訓練項目	手順書	
緊急時対策要員	可搬型代替注水ポンプ（A-2級）による淡水貯水池から復水貯蔵槽への補給	・7号機 多様なハザード対応手順書	・第3章 送水編 消防車によるCSPへの補給（防火水槽使用可） 消防車によるCSPへの補給（送水ライン使用可） 消防車によるCSPへの補給（送水ライン使用不可）
	給油（可搬型代替注水ポンプ（A-2級））	・共通 多様なハザード対応手順書	・第7章 燃料編 非常用D/G軽油タンクからタンクローリーへの給油
	タンクローリーから可搬型代替注水ポンプへの補給	・共通 多様なハザード対応手順書	・第7章 燃料編 タンクローリーから各機器等への給油
	格納容器ベント	7号炉 フィルタ装置排水ポンプ水張り	・第5章 格納容器編 フィルタ装置ドレン移送ポンプ水張り
		7号炉 フィルタ装置水位調整	・第5章 格納容器編 フィルタベント水位調整（水張り） ・第5章 格納容器編 フィルタベント水位調整（水抜き）
		7号炉 フィルタ装置薬液補給・pH調整	・第5章 格納容器編 フィルタ装置スクラバ水pH調整
		7号炉 ドレン移送ラインN2ページ	・第5章 格納容器編 ドレン移送ラインN2ページ

重要事故シーケンスで使用する手順書 ⑬霧囲気圧力・温度による静的負荷（代替循環冷却を使用しない場合）（6／6）

	訓練項目	手順書	
緊急時対策要員	給油（第一ガスタービン発電機）	軽油タンクからタンクローリ（16 k l）への給油 • 共通 多様なハザード対応手順書	• 第7章 燃料編 非常用 D/G 軽油タンクからタンクローリへの給油
		タンクローリから第一ガスタービン発電機への給油 • 共通 多様なハザード対応手順書	• 第7章 燃料編 タンクローリから各機器等への給油

操作項目	実施箇所・必要人員数							操作の内容	経過時間(分)		備考
	責任者	当直長	1人	中央監視 緊急時対策本部連絡					18 20 30 40 60 70 80 90 100 110 120 130 140 150 160 170 180 190 200 210 220 230 240 250 260 270 280 290 300 310 320		
操作項目	責任者	当直長	1人	中央監視 緊急時対策本部連絡				操作の内容	緊急発生 原子炉スクラム	△ プラン状況判断	
	指揮者	6号 当直副長 7号 当直副長	1人 1人	各号炉運転操作指揮					△ 心臓発動開始	△ 热耗散管温度1200°C到達	
	通報連絡者	緊急時対策本部要員 運転員 (中央制御室)	5人	中央制御室連絡 緊急時対策本部連絡 緊急時対策要員 (現場)					△ 热耗散管温度2500K(F2222°C)到達	電設代替交流電源設備による給電開始	
	運転員	運転員 (現場)	2人	緊急時対策要員 (現場)					△ 常用ガス処理系 運転開始		
	6号	7号	6号 7号	6号 7号	6号 7号	6号 7号			△ 原子炉注入水開始		
状況判断		2人 ▲, ▲	2人 ▲, ▲	-	-	-	-		・給水流量の全喪失確認		
									・全交流動力電源喪失確認	10分	
									・原子炉スクラム、ターピン・トリップ確認		
交流電源回復操作 (解析上考慮せず)	-	-	-	-	-	-	-		・非常用ディーゼル発電機 機能回復		
	-	-	-	-	-	-	-		・外部電源 回復		
高圧／低圧注水機能喪失調整、復旧操作 (解析上考慮せず)	-	-	-	-	-	-	-		・給水系、原子炉離離時冷却系、高圧炉心注水系、残留熱除去系 機能回復		
原子炉格納容器内水素濃度監視	(1人) ▲	(1人) ■	-	-	-	-	-		・原子炉格納容器内水素濃度監視		通常実施
常設代替交流電源設備準備操作 (第一ガス turbine 発電機)	(1人) ▲	(1人) ■	-	-	-	-	-		・第一ガスターピン発電機 起動	10分	
常設代替交流電源設備起動 (第一ガス turbine 発電機)	(1人) ■	(1人) ■	-	-	-	-	-		・第一ガスターピン発電機 給電	10分	
常設代替交流電源設備からの 非常用高圧母線 D系 受電準備操作	(1人) ■	(1人) ■	-	-	-	-	-	操作の内容	・非常用高圧母線 D系 受電前準備 (中央制御室)	15分	
	-	-	(4人) ▲, ▲, ▲, ▲ ■, ■, ■, ■	(4人) ■, ■, ■, ■	-	-	-		・放射線防護装備準備／装置	10分	
	-	-	(2人) ■, ■	(2人) ■, ■	-	-	-		・現場移動 ・非常用高圧母線 D系 受電前準備 (電源盤受電準備)	15分	
	-	-	(2人) ■, ■	(2人) ■, ■	-	-	-		・現場移動 ・非常用高圧母線 D系 受電前準備 (シントロール建屋負荷抑制)	15分	
常設代替交流電源設備からの 非常用高圧母線 D系 受電操作	(1人) ■	(1人) ■	-	-	-	-	-	操作の内容	・非常用高圧母線 D系 受電確認	5分	
	-	-	(2人) ■, ■	(2人) ■, ■	-	-	-		・非常用高圧母線 D系 受電	5分	
常設代替交流電源設備からの 非常用高圧母線 C系 受電準備操作	(1人) ■	(1人) ■	-	-	-	-	-	操作の内容	・非常用高圧母線 C系 受電前準備 (中央制御室)	10分	
	-	-	(2人) ■, ■	(2人) ■, ■	-	-	-		・現場移動 ・非常用高圧母線 C系 受電前準備	25分	
常設代替交流電源設備からの 非常用高圧母線 C系 受電操作	(1人) ■	(1人) ■	-	-	-	-	-		・非常用高圧母線 C系 受電確認	5分	
非常用ガス処理系運転確認	(1人) ▲	(1人) ■	-	-	-	-	-	操作の内容	・非常用高圧母線 C系 受電	5分	
	-	-	(2人) ■, ■	(2人) ■, ■	-	-	-		・非常用ガス処理系運転確認	5分	
低圧代替注水系(常設) 準備操作	(1人) ▲	(1人) ■	-	-	-	-	-	操作の内容	・復水ポンプ(B, C)起動／運転確認 ・低圧代替注水系(常設) 系統構成	15分	
	-	-	(2人) ■, ■	(2人) ■, ■	-	-	-		・現場移動 ・低圧代替注水系(常設) 現場系統構成 ※復水ポンプ導入ライン切替	30分	
低圧代替注水系(常設) 注水操作	(1人) ▲	(1人) ■	-	-	-	-	-		・残留熱除去系 注入弁操作		原子炉注入と格納容器スプレイ切替
代替格納容器スプレイ冷却系(常設) 操作	(1人) ▲	(1人) ■	-	-	-	-	-	操作の内容	・残留熱除去系 スプレイ弁操作		原子炉注入と格納容器スプレイ切替
中央制御室照明明確保 (解析上考慮せず)	(1人) ■	(1人) ■	-	-	-	-	-		・蓄電池内蔵照明の点灯確認 ・可搬型照明の設置、点灯	15分	
中央制御室 圧力調整 (中央制御室可搬型隔圧化空調機プロアユニット起動) (解析上考慮せず)	-	-	(2人) ■, ■	(2人) ■, ■	-	-	-	操作の内容	・MCR系 隔離弁操作	30分	空気電源回復により逆圧操作可能な場合は逆圧にて開閉操作を実施する
	-	-	(2人) ■, ■	(2人) ■, ■	-	-	-		・中央制御室可搬型隔圧化空調機プロアユニット起動	30分	
中央制御室待避室の準備操作 (解析上考慮せず)	(1人) ■	(1人) ■	-	-	-	-	-		・中央制御室待避室照明明確保 ・中央制御室待避室データ表示装置起動操作	10分	
格納容器蓋品注入操作 (解析上考慮せず)	-	-	(2人) ■, ■	(2人) ■, ■	-	-	-	操作の内容	・現場移動 ・中央制御室待避室隔圧化装置空気供給元開	30分	
	-	-	(2人) ■, ■	(2人) ■, ■	-	-	-		・格納容器スプレイにあわせた薬品注入	格納容器スプレイにあわせて実施	

「重要事故シーケンス⑫霧囲気圧力・温度による静的負荷（代替循環冷却を使用する場合）」の作業と所要時間（1／2）

操作項目	実施箇所・必要人員数						操作の内容	経過時間(時間)										備考							
	運転員 (中央制御室) 6人	運転員 (現場) 6人	運転員 (現場) 7人	緊急時対策要員 (現場) 6人	緊急時対策要員 (現場) 7人			2	4	6	8	10	12	14	16	18	20	22	24	26	28	30	32		
低圧代替注水系(常設) 注水操作	(1人) A	(1人) a	—	—	—	—	—	・残留熱除蒸気 注水弁操作	30分																
代替格納容器スプレイ冷却系(常設) 連転	(1人) A	(1人) a	—	—	—	—	—	・機器點検点検 ・原子炉建屋圧力測定	30分																
非常用ガス遮離系による原子炉建屋負圧操作	(1人) A	(1人) a	—	—	—	—	—	・可燃型代替注水ポンプ (A-2級) による原子炉建屋への注水	30分																
原子炉ウェル注水(解析上考慮せず)	—	—	—	—	—	—	2人	2人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
可燃型代替注水ポンプ (A-2級) による淡水貯水池から海水貯蔵への補給	—	—	—	—	—	—	6人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
給油準備	—	—	—	—	—	—	(4人) ※1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
給油作業	—	—	—	—	—	—	(2人) ※2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
格納容器ベント準備操作(解析上考慮せず)	(1人) A	(1人) a	—	—	—	—	(2人) B, F	(2人) c, f	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
代替原子炉冷却系 準備操作	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
給油準備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
給油作業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
代替原子炉冷却系 準備操作	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
給油準備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
給油作業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
原子炉格納容器内水素・酸素濃度計(CAMS) 再起動	(1人) B	(1人) b	—	—	—	—	(2人) C, D	(2人) e, d	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
低圧代替注水系(可燃型)による原子炉水車準備操作	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
代替循環冷却系 準備操作(系統構成1)	(1人) B	(1人) b	—	—	—	—	(4人) C, D, E, F	(4人) e, f	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
代替循環冷却系 準備操作(系統構成2)	(1人) A	(1人) a	—	—	—	—	(2人) B, F	(2人) c, f	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
低圧代替注水系(可燃型)による原子炉水車準備操作	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
代替循環冷却系 連転開始	(2人) A, B	(2人) a, b	—	—	—	—	(2人) C, D	(2人) e, d	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
代替循環冷却系 運転状況監視	(1人) A	(1人) a	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
使用済燃料棒冷却再開(解析上考慮せず)	(1人) B	(1人) b	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
給油準備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
給油作業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
必要人数 合計	2人 A, B	2人 a, b	4人 C, D, E, F	4人 e, f	8人 [※] (合計員数36人)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

* 有効性評価で考慮しない作業を含むる要素は「12人」となる
()内の数字は他の作業併用時、移動して好むる人員数。

「重要事故シーケンス⑫霧囲気圧力・温度による静的負荷(代替循環冷却を使用する場合)」の作業と所要時間(2/2)

操作項目	実施箇所・必要人員数							操作の内容	経過時間(分)		備考
	責任者	当直長	1人	中央監視 緊急時对策本部進捗	各号炉運転操作指揮	操作の内容	10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 110 120 130 140 150 160 170 180 190 200 210 220 230 240 250 260 270 280 290 300 310 320				
操作項目	責任者	当直長	1人	中央監視 緊急時对策本部進捗	各号炉運転操作指揮	操作の内容	10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 110 120 130 140 150 160 170 180 190 200 210 220 230 240 250 260 270 280 290 300 310 320	備考			
操作項目	指揮者	6号	当直副長	1人	各号炉運転操作指揮	操作の内容	10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 110 120 130 140 150 160 170 180 190 200 210 220 230 240 250 260 270 280 290 300 310 320	備考			
操作項目	通報連絡者	緊急時対策本部要員	5人	中央制御室運転 緊急時対策本部運転	操作の内容	10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 110 120 130 140 150 160 170 180 190 200 210 220 230 240 250 260 270 280 290 300 310 320	備考				
操作項目	(運転員 (中央制御室))	(運転員 (現場))	(運転員 (現場))	緊急時対策要員 (現場))	操作の内容	10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 110 120 130 140 150 160 170 180 190 200 210 220 230 240 250 260 270 280 290 300 310 320	備考				
操作項目	6号	7号	6号	7号	6号	7号	10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 110 120 130 140 150 160 170 180 190 200 210 220 230 240 250 260 270 280 290 300 310 320	備考			
状況判断	2人 A, B	2人 C, D	-	-	-	-	・給水流量の全喪失確認 ・全交流動力電源喪失確認 ・原子炉スクラム、ターピン・トリップ確認	10分	事象発生 原子炉スクラム ▼ フランクトロイド初期 △ 原心温度開始 △ 燃料被覆層温度1200°C到達 △ 燃料被覆層2000K(約2227°C)到達 常設代替水冷却系設備による給電開始 △ 非常用ガス処理系、運転開始 △ 原子炉注入開始		
状況判断	-	-	-	-	-	-	・非常用ディーゼル発電機 機能回復				
状況判断	-	-	-	-	-	-	・外部電源 回復				
高圧／低圧注水機能喪失調査、復旧操作 (解析上考慮せず)	-	-	-	-	-	-	・給水系、原子炉隔離時冷却系、高圧炉心注水系、残留熱除去系 機能回復				
原子炉格納容器内水素濃度監視	(1人) A	(1人) B	-	-	-	-	・原子炉格納容器内水素濃度監視		適宜実施		
常設代替交流電源設備準備操作 (第一ガスタービン発電機)	(1人) A	(1人) B	-	-	-	-	・第一ガスタービン発電機 起動	10分			
常設代替交流電源設備運転 (第一ガスタービン発電機)	(1人) A	(1人) B	-	-	-	-	・第一ガスタービン発電機 給電	10分			
常設代替交流電源設備からの非常用高圧母線 D系 受電準備操作	(1人) A	(1人) B	-	-	-	-	・非常用高圧母線 D系 受電前準備 (中央制御室)	15分	適宜実施		
常設代替交流電源設備からの非常用高圧母線 D系 受電準備操作	-	-	(2人) C, D	(2人) E, F	-	-	・放射線防護装備準備／装備	10分			
常設代替交流電源設備からの非常用高圧母線 D系 受電準備操作	-	-	(2人) C, D	(2人) E, F	-	-	・非常用高圧母線 D系 受電前準備 (電源盤受電準備)	15分			
常設代替交流電源設備からの非常用高圧母線 D系 受電準備操作	-	-	(2人) C, D	(2人) E, F	-	-	・現場移動 ・非常用高圧母線 D系 受電前準備 (コントロール建屋負荷抑制)	15分			
常設代替交流電源設備からの非常用高圧母線 D系 受電操作	(1人) A	(1人) B	-	-	-	-	・非常用高圧母線 D系 受電確認	5分			
常設代替交流電源設備からの非常用高圧母線 D系 受電操作	-	-	(2人) C, D	(2人) E, F	-	-	・非常用高圧母線 D系 受電	5分			
常設代替交流電源設備からの非常用高圧母線 C系 受電準備操作	(1人) A	(1人) B	-	-	-	-	・非常用高圧母線 C系 受電前準備 (中央制御室)	10分			
常設代替交流電源設備からの非常用高圧母線 C系 受電準備操作	-	-	(2人) C, D	(2人) E, F	-	-	・現場移動 ・非常用高圧母線 C系 受電前準備	25分			
常設代替交流電源設備からの非常用高圧母線 C系 受電操作	(1人) A	(1人) B	-	-	-	-	・非常用高圧母線 C系 受電確認	5分			
常設代替交流電源設備からの非常用高圧母線 C系 受電操作	-	-	(2人) C, D	(2人) E, F	-	-	・非常用高圧母線 C系 受電	5分			
非常用ガス処理系 運転確認	(1人) A	(1人) B	-	-	-	-	・非常用ガス処理系排風機 運転確認	5分	適宜実施		
低圧代替注水系 (常設) 準備操作	(1人) A	(1人) B	-	-	-	-	・復水移送ポンプ (B, C) 起動／運転確認 ・低圧代替注水系 (常設) 現場系統構成	15分			
低圧代替注水系 (常設) 注水操作	(1人) A	(1人) B	-	-	-	-	・現場移動 ・低圧代替注水系 (常設) 現場系統構成 ・復水移送ポンプ起動	30分			
代替格納容器スプレイ冷却系 (常設) 操作	(1人) A	(1人) B	-	-	-	-	・残留熱除去系 スプレー弁操作		瞬断口まで水位回復後、格納容器スプレイ切替え 格納容器スプレイにあわせて実施		
中央制御室照明確保 (解析上考慮せず)	(1人) A	(1人) B	-	-	-	-	・蓄電池内蔵照明の点灯確認 ・可搬型照明の設置、点灯	15分	蓄電池内蔵照明の点灯確認は常設操作中に確認可能 ・可搬型照明の設置、点灯作業は適宜実施する		
中央制御室 圧力調整 (中央制御室専用型陽圧化空調機プロアユニット起動) (解析上考慮せず)	-	-	(2人) C, D	(2人) E, F	-	-	・MCR系 隔離弁操作		30分	交流電源回復により遮断操作可能な場合は遮断にて隔離操作を実施する	
中央制御室 圧力調整 (中央制御室専用型陽圧化空調機プロアユニット起動) (解析上考慮せず)	-	-	(2人) C, D	(2人) E, F	-	-	・中央制御室専用型陽圧化空調機プロアユニット起動		30分		
中央制御室待避室の準備操作 (解析上考慮せず)	(1人) A	(1人) B	-	-	-	-	・中央制御室待避室照明確保 ・中央制御室待避室ゲータ表示装置起動操作	10分			
格納容器薬品注入操作 (解析上考慮せず)	-	-	(2人) C, D	(2人) E, F	-	-	・現場移動 ・中央制御室待避室陽圧化装置空気供給弁開閉	30分			
格納容器薬品注入操作 (解析上考慮せず)	-	-	(2人) C, D	(2人) E, F	-	-	・格納容器スプレイにあわせて実施		格納容器スプレイにあわせて実施		

「重要事故シーケンス⑯霧囲気圧力・温度による静的負荷 (代替循環冷却を使用しない場合)」の作業と所要時間 (1 / 2)

操作項目	実施箇所・必要人員数							操作の内容	経過時間(時間)										備考	
	運転員 (中央制御室)	運転員 (現場)	緊急時対応要員 (現場)						2	4	6	8	12	16	20	24	28	32	36	40
低圧代替注水系(常設) 注水操作	(1人) ▲	(1人) ■	—	—	—	—	—	・残留熱除害系注入作業	適宜実施											
代替格納容器スプレイ冷却系(常設) 操業	(1人) ▲	(1人) ■	—	—	—	—	—	・残留熱除害系スプレイ作業	適宜実施											
非常用ガス処理系による原子炉健全度監査	(1人) ▲	(1人) ■	—	—	—	—	—	・原子炉健全度監査用	適宜実施											
原子炉ウェル注水(解析上考慮せず)	(1人) ▲	(1人) ■	—	—	—	—	—	・可搬型代替注水ポンプ(A-2級)による原子炉ウェル注水	上部ドライウェル内部潤滑油温度低下を確認 基準による水位低下を考慮して定期的に注水											
代替原子炉補機冷却系 準備操作(解析上考慮せず)	—	—	—	—	—	2人	2人	・放射線防護装備準備/装備	16分											
代替原子炉補機冷却系 準備操作(解析上考慮せず)	—	—	(2人) E,F	(2人) e,f	—	—	—	・可搬型代替注水ポンプ(A-2級)による原子炉ウェルへの注水準備 (可搬型代替注水ポンプ(A-2級)移動、ホース敷設(可搬型代替注水ポンプ(A-2級)から接続口)、ホース保険)	120分											
代替原子炉補機冷却系 運転(解析上考慮せず)	—	—	—	—	—	13人 (参集)	13人 (参集)	・原子炉運転作業 ・放射線防護装備準備/装備 ・被服着用 ・視聴器着用 ・資機材配備(及ぼしー敷設、活動及び承認水道)	360分											規制確認中間(-時待避中)
使用済燃料プール冷却 再開(解析上考慮せず)	—	—	(1人) B	(1人) b	—	—	—	・燃料プール冷却浄化系統構成	30分											
使用済燃料プール冷却 再開(解析上考慮せず)	—	—	(1人) B	(1人) b	—	—	—	・燃料プール冷却浄化系再起動	30分											
可搬型代替注水ポンプ(A-2級)による淡水貯水池から復水貯蔵槽への補給	—	—	—	—	—	6人	6人	・放射線防護装備準備	16分											
給油準備	—	—	—	—	—	※1 (2人)	※1 (2人)	・可搬型代替注水ポンプ(A-2級)による復水貯蔵槽への注水準備 (可搬型代替注水ポンプ(A-2級)移動、ホース敷設(淡水貯水池から可搬型代替注水ポンプ(A-2級)から接続口)、ホース保険、ホース水押り)	360分											規制確認中間(-時待避中)
給油作業	—	—	—	—	—	—	—	・第一ガスターイン発電機用燃料タンクへの給油	適宜実施											
中央制御室待避室の陽圧化(解析上考慮せず)	—	—	—	(2人) e,d	—	—	—	・中央制御室待避室陽圧化装置空気供給弁開放 ・中央制御室待避室陽圧調節	5分											
中央制御室待避室の陽圧化	—	—	—	(2人) e,d	—	—	—	・中央制御室待避室陽圧化装置空気供給弁開放 ・中央制御室待避室陽圧調節	適宜実施											
格納容器ベント準備操作	(1人) B	(1人) b	—	—	—	—	—	・格納容器ベンチ準備 (取扱説明書二回読み合わせ、バケタンドリ構造、非常用ガス処理系停止)	60分											
格納容器ベント操作	—	—	(2人) E,F	(2人) e,f	—	—	—	・放射線防護装備準備/警戒 ・格納容器ベンチ準備 (バケタンドリ構成)	16分											
格納容器ベント操作	—	—	—	—	—	2人 (参集) ※2 ※3	2人 (参集) ※2 ※3	・格納容器ベント状態監視 ・フィルタ装置位置調整 ・フィルタ装置面積測定 ・フィルタ装置面積確認 ・ドレン栓とライン塞をバージ	60分											
給油準備	—	—	—	—	—	2人	2人	・放射線防護装備準備/警戒 ・軽油タンクからタンクローリ(44L)への補給	160分											
給油作業	—	—	—	—	—	8人,※2 (参集)	8人,※3 (参集)	・可搬型代替注水ポンプ(A-2級)への給油	適宜実施											作業中断(-時待避中)
必要人員数 合計	2人 A,B	2人 a,b	4人 C,D,E,F	4人 c,d,e,f	—	—	8人 [*] (参集員20人)													

* 有効的距離で考慮しない中乗せを含むと要員は12人(参集員員16人)となる
()内の数字は他の作業終了後、移動して対応する人員数。

「重要事故シーケンス⑬霧囲気圧力・温度による静的負荷(代替循環冷却を使用しない場合)」の作業と所要時間(2/2)

大規模損壊発生時の対応に関する教育訓練について

	教育・訓練	教育訓練	対象	頻度	概要
1	教育訓練	全対策要員に対する教育訓練(118条)	全所員+関連する請負会社従業員	年1回以上	大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動について理解を図る。
2	教育訓練	緊急時対策本部指揮者による指揮命令系統教育訓練(17条の8、添付3)	指揮者等（原子力防災管理者及びその代行者）	年1回以上	大規模損壊発生時に通常の指揮命令系統が機能しない場合等の事象を想定し、的確かつ柔軟に対処するために必要な力量の維持向上を図る。
3	訓練	大型化学高所放水車・化学消防自動車・水槽付消防ポンプ自動車を使用した教育訓練(17条の8、添付3)	自衛消防隊（請負会社従業員）	年1回以上	原子炉建屋及びその周辺に航空機衝突による揮発性物質等（航空機燃料・軽油等）の大規模な火災発生を想定した教育訓練 ・航空機衝突による初期消火及び延焼防止
4	教育	技術的能力の確認訓練(17条の8、添付3)	・指揮者等（原子力防災管理者及びその代行者） ・自衛消防隊（請負会社従業員）	年1回以上	大規模損壊発生時の対応に関する教育訓練のうち、「2. 緊急時対策本部指揮者による指揮命令系統教育訓練」及び「3. 大型化学高所放水車・化学消防自動車・水槽付消防ポンプ自動車を使用した教育訓練」を組み合わせた内容の訓練を実施する。

大規模損壊発生時の対応に関する教育訓練について

1. 全対策要員に対する教育訓練 (118 条)

(1) 概要

大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関するこ^トとについて理解を図る。

(2) 対象

全所員+関連する請負会社従業員

(3) 頻度

年 1 回以上

2. 緊急時対策本部指揮者による指揮命令系統教育訓練 (17 条の8、添付 3)

(1) 概要

大規模損壊発生時に通常の指揮命令系統が機能しない場合等の事象を想定し、的確かつ柔軟に対処するために必要な力量の維持向上を図る。

(2) 対象

指揮者等 (原子力防災管理者及びその代行者)

(3) 頻度

年 1 回以上

3. 大型化学高所放水車・化学消防自動車・水槽付消防ポンプ自動車を使用した教育訓練 (17 条の8、添付 3)

(1) 概要

- a. 原子炉建屋及びその周辺に航空機衝突による揮発性物質等 (航空機燃料・軽油等) の大規模な火災発生を想定した教育訓練
 - ・航空機衝突による初期消火及び延焼防止

(2) 対象

自衛消防隊 (請負会社従業員)

(3) 頻度

年 1 回以上

4. 技術的能力の確認訓練（17条の8、添付3）

(1) 概要

大規模損壊発生時のプラント状況の把握、情報収集、的確な対応操作の選択及び指揮者等と各要員との連携を含めた実効性等を確認するため、総合的な訓練について実施する。

(2) 対象

指揮者等（原子力防災管理者及びその代行者）

自衛消防隊（請負会社従業員）

(3) 頻度

年1回以上

(4) 訓練方法

大規模損壊発生時の対応に関する教育訓練のうち、「2. 緊急時対策本部指揮者による指揮命令系統教育訓練」及び「3. 大型化学高所放水車・化学消防自動車・水槽付消防ポンプ自動車を使用した教育訓練」を組み合わせた内容の訓練を実施する。

【訓練にあたって配慮すべき事項】

- ・指揮者等へのプラント状態確認結果の情報付与役、指揮者等が自衛消防隊以外の要員（運転員及び緊急時対策要員）との連携を実施する場合の連携役として、「訓練の進行役（コントローラー）」を設ける。

【訓練の進め方】

- ①訓練の進行役は、プラント状態の確認結果の情報を指揮者等へ付与（プラント状態の確認過程は省略）する。
- ②指揮者等は、確認結果の情報を基に初動対応フローに基づき、必要な対応操作を判断する。
- ③指揮者等が必要と判断した操作のうち、自衛消防隊が実施する対応操作は実働で行う。操作は、自衛消防隊の役割である初期消火及び延焼防止のための大型化学高所放水車、化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ自動車の配備からホースの敷設、接続及び準備作業までを実施する。
- ④指揮者等が必要と判断した操作のうち、運転員及び緊急時対策要員が実施するものについては、指揮者等と運転員及び緊急時対策要員（訓練の進行役が代役）の連携※を確認する。

※大規模損壊発生時の対応手段のうち、重大事故等発生時の可搬型設備等を使用した、表1～表19の対応手段については、重大事故等発生時の教育訓練として実施していることから、連携のみを実施し、操作は実施しない。

(5) 確認内容

大規模損壊発生時における原子炉施設保全のための活動に関する要領に従い、指揮者等が的確な対応操作の選択ができるることを確認する。また、指揮者等と運転員及び緊急時対策要員、並びに、自衛消防隊の連携が図られ、手順書に従い必要な操作ができるることを確認する。

以 上

火災・内部溢水・その他自然災害の教育訓練

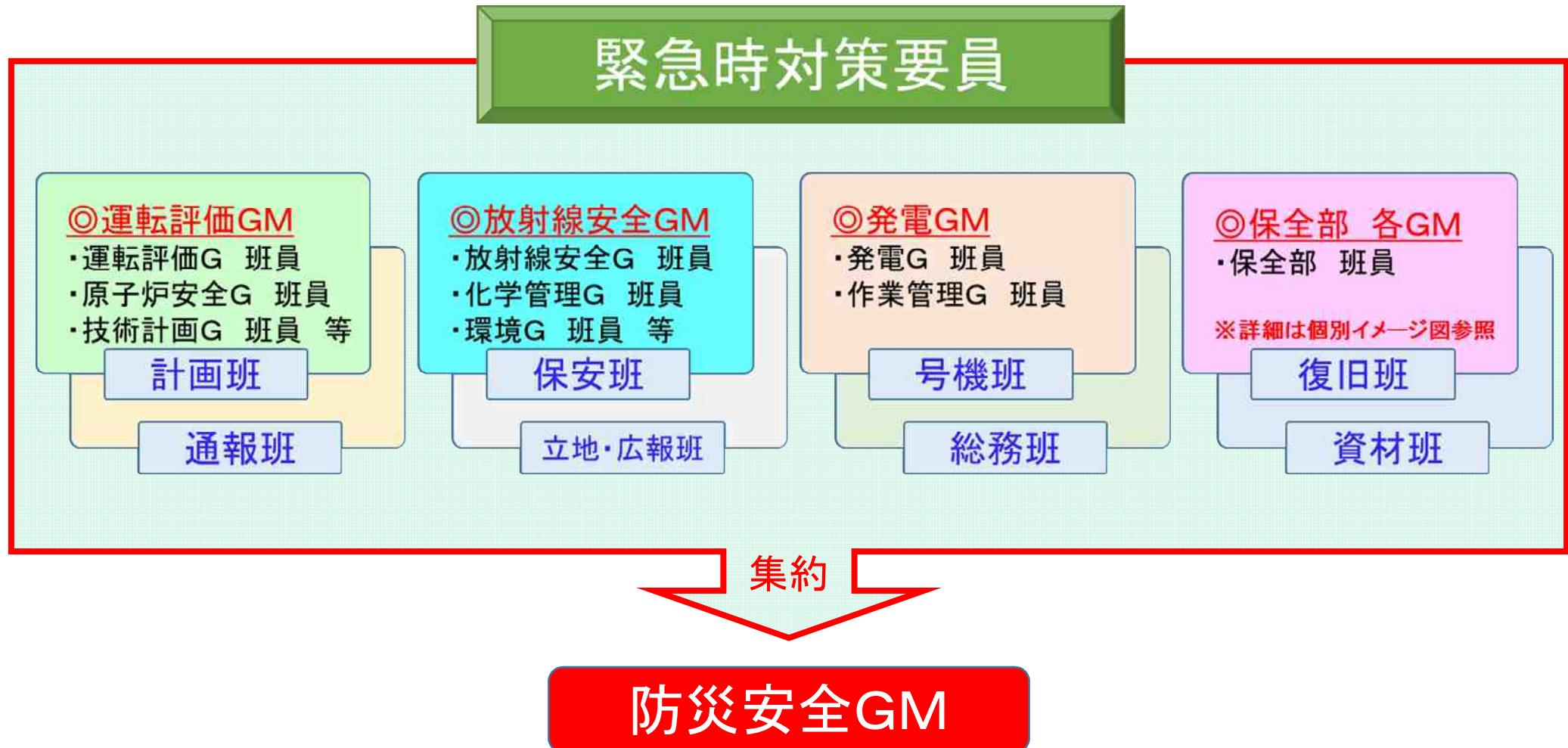
保安規定 条文 (抜粋)	保安規定 添付2 (教育訓練の実施)	教育訓練	実施する教育訓練の内容
第17条(火災発生時の体制の整備) 〔7号炉〕 (3)火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練	<p>1 火災</p> <p>1. 3 教育訓練の実施</p> <p>防災安全GMは、火災防護の対応に関する以下の教育訓練を定期的に実施する。</p> <p>(1) 火災防護教育</p> <p>全所員に対して、以下の教育訓練を実施する。また、消防車隊に対して、以下の教育訓練が実施されていることを確認する。</p> <p>ア. 原子炉施設内の火災区域又は火災区画に設置される安全機能を有する構築物、系統及び機器並びに重大事故等対処施設の機能を火災から防護することを目的として、火災から防護すべき機器等の火災の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した対策に関する教育訓練</p> <p>イ. 安全施設を外部火災から防護するために必要な以下の教育訓練</p> <p>(ア) 外部火災発生時の予防散水に関する教育訓練</p> <p>(イ) 外部火災によるばい煙発生時及び有毒ガス発生時における外気取入ダンバの閉止、換気空調系の停止又は中央制御室の再循環運転により、建屋内へのばい煙及び有毒ガスの侵入を防止することについての教育訓練</p> <p>(ウ) 森林火災から外部事象防護対象施設を防護するための防火帯の点検等に係る教育訓練</p> <p>(エ) 近隣の産業施設の火災・爆発から外部事象防護対象施設を防護するために、離隔距離を確保すること等の火災防護に関する教育訓練</p> <p>ウ. 火災が発生した場合の消火活動及び内部溢水を考慮した消火活動に関する教育訓練</p> <p>(2) 自衛消防隊による総合訓練</p> <p>自衛消防隊に対して、火災発生時における消火活動等に関する総合的な訓練を実施する。また、消防車隊に対して、同内容の訓練が実施されていることを確認する。</p> <p>(3) 運転員に対する教育訓練</p> <p>運転員に対して、火災発生時の運転操作等の教育訓練を実施する。</p> <p>(4) 消防訓練(防火対応)</p> <p>消防要員に対して、火災発生時における初期消火活動に関する訓練を実施する。また、消防車隊に対して、同内容の訓練が実施されていることを確認する。</p>	教育	<ul style="list-style-type: none"> ・中央制御室へのばい煙等の浸入阻止・防火帯の維持・管理、近隣の産業施設からの離隔距離の確保、予防散水活動 ・自衛消防隊・公設消防への通報等 ・火災防護に関する知識の習得 ・内部火災発生時の措置 ・内部溢水を考慮した消火活動
		訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・消火活動 ・自衛消防隊・公設消防への通報等
		訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・通報、所内周知、各事象に応じた消火、プラント停止運転操作に関すること ・外気取入ダンバ閉、換気空調系の停止、中央制御室換気空調系の再循環運転
		訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・初期消火活動に関する訓練

保安規定 条文 (抜粋)	保安規定 添付2 (教育訓練の実施)	教育訓練	実施する教育訓練の内容
第17条の2 (内部溢水発生時の体制の整備) (2) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練	2 内部溢水 2. 2 教育訓練の実施 技術計画GMは、溢水発生時の対応に関する以下の教育訓練を定期的に実施する。 (1) 全所員に対して、溢水全般（評価内容並びに溢水経路、防護すべき設備、水密扉及び堰等の設置の考え方等）の運用管理に関する教育訓練を実施する。	教育	<ul style="list-style-type: none"> ・内部溢水事象の対処（評価、溢水経路、防護すべき設備）に関する概要 ・配管の肉厚管理 ・高エネルギー配管と低エネルギー配管の運転時間管理 ・溢水量の低減に関する事項 ・各種対策設備の追加及び資機材持ち込み等による床面積の見直し管理に関する事項 ・水密扉等の設置の考え方及び運用管理に関する事項 ・原子炉建屋内の所内蒸気系の隔離に関する事項 ・内部溢水発生後の機能確認に関する留意事項 ・排水誘導経路に関する事項 ・定検作業時の一時的なプラント状態の変更に関する事項
	(2) 運転員に対して、溢水発生時の運転操作等に関する教育訓練を実施する。		訓練
第17条の3 (火山影響等発生時の体制の整備) (2) 火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練	3 火山影響等、積雪 3. 2 教育訓練の実施 技術計画GMは、火山影響等及び積雪発生時の対応に関する以下の教育訓練を定期的に実施する。 (1) 全所員に対して、火山影響等及び積雪発生時に対する運用管理に関する教育訓練を実施する。	教育	<ul style="list-style-type: none"> ・火山影響及び積雪発生時の対応に関する事項（降下火砕物及び積雪の除去作業に関する事項）
	(2) 運転員に対して、火山影響等発生時の運転操作等に係る手順に関する教育訓練を実施する。		訓練
	(3) 各グループ員に対して、降下火砕物防護対策施設の保守管理、点検に関する教育訓練を実施する。	教育	<ul style="list-style-type: none"> ・火山影響等より防護すべき施設（外部事象防護対象施設、重大事故等対処施設）の保守管理に関する事項
	(4) 緊急時対策要員に対して、火山影響等発生時の非常用ディーゼル発電機の機能を維持するための対策等に関する教育訓練を実施する。		

保安規定 条文 (抜粋)	保安規定 添付2 (教育訓練の実施)	教育訓練	実施する教育訓練の内容
第17条の4 (その他自然災害発生時等の体制の整備) (2) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練	4 地震 4. 2 教育訓練の実施 技術計画GMは、地震発生時の対応に関する以下の教育訓練を定期的に実施する。 (1) 全所員に対して、地震発生時の運用管理に関する教育訓練を実施する。	教育	・波及的影響防止に関する事項 ・原子炉施設への影響確認に関する事項 ・設備の保管に関する事項 ・設備の維持管理に関する事項
	(2) 運転員に対して、地震発生時の運転操作等に関する教育訓練を実施する。	訓練	・地震発生時の運転操作に関する事項
	5 津波 5. 2 教育訓練の実施 技術計画GMは、津波発生時の対応に関する以下の教育訓練を定期的に実施する。 (1) 全所員に対して、津波防護の運用管理に関する教育訓練を実施する。	教育	・津波影響評価に関する事項 ・船舶及び人員の退避等に関する事項 ・津波防護施設、浸水防護設備及び津波監視設備の保守管理に関する事項
	(2) 運転員に対して、津波発生時の運転操作等に関する教育訓練を実施する。	訓練	・津波発生時の運転操作に関する事項
	(3) 各グループ員に対して、津波防護施設、浸水防護設備及び津波監視設備の保守管理、点検に関する教育訓練を実施する。	教育	・津波防護施設、浸水防護設備及び津波監視設備の保守管理に関する事項
	6 竜巻 6. 2 教育訓練の実施 技術計画GMは、竜巻発生時の対応に関する以下の教育訓練を定期的に実施する。 (1) 全所員に対して、竜巻防護の運用管理に関する教育訓練を実施する。また、全所員に対して、竜巻発生時における車両退避等の教育訓練を実施する。	訓練	竜巻発生時の車両退避等の訓練
	(2) 運転員に対して、竜巻発生時の運転操作等に関する教育訓練を実施する。	教育	・竜巻発生時の対応に関する事項（車両退避等に関する事項含む） ・物品の飛散防止管理に関する事項 ・竜巻による飛来物の発生を防止するための固縛装置の取扱方法に関する項目
	(3) 各グループ員に対して、竜巻防護対策施設の保守管理、点検に関する教育訓練を実施する。	訓練	・竜巻発生時の運転操作に関する事項
		教育	・竜巻飛来物防護対策設備、竜巻による飛来物の発生を防止するための固縛装置に係る保守・点検
第17条の5 (有毒ガス発生時の体制の整備) (2) 有毒ガス発生時における運転・対処要員の防護のための活動を行う要員に対する教育訓練	7 有毒ガス 7. 2 教育訓練の実施 技術計画GMは、有毒ガス発生時の対応に関する以下の教育訓練を定期的に実施する。 (1) 全所員に対して、有毒ガス発生時における運転・対処要員の防護のための活動に係る教育訓練を実施する。	教育	・有毒ガス発生時の対応に関する事項
	(2) 有毒ガス発生時における原子炉施設の保全のための運転員及び緊急時対策要員のうち初動対応を行う要員に対して、有毒ガス発生時における防護具の着用のための教育訓練を実施する。	訓練	・有毒ガス発生時における防護具の着用に関する事項

各GMと力量管理の枠組み（全体イメージ）

当社の緊急時対策要員は、機能ごとに分割した機能班に属している。
それぞれの機能班には主管GMがあり、主管GMは力量を有する者を確保する。



各機能班の要員の確保は各GMであり、防災安全GMが表12-3に定める要員を常時確保する。

各GMと力量管理の枠組み（個別イメージ）

例示として、成立性確認で主となる復旧班の仕組みを説明する。

